

教育委員会の現状に関する調査の結果（令和4年度間）が取りまとめられましたので、お知らせします。

6 初初企第7号
令和6年6月21日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常 盤 木 祐 一

「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」の結果に係る留意事項及び第5次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について（通知）

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記調査結果について、別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせします。各教育委員会担当課におかれては、御協力いただきありがとうございました。

本調査結果を踏まえ、引き続き教育行政に対する国民の信頼を確保する観点から、特に下記の点に留意し、総合教育会議の更なる活用や教育委員会の審議の活性化等、教育行政の適切な運営が図られるようお願いいたします。

なお、文部科学省では、令和5年7月に「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて」（令和5年7月19日「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議。以下「報告書」という。）を公表しました。報告書では、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、①教育委員会の機能強化・活性化、②教育長と首長との効果的な連携の在り方、③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割、④小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策といった事項について、全国の取組事例とともに具体的な方策等を記載しています。各地方公共団体におかれては、本調査結果と併せて、報告書を積極的に活用し、具体の取組につなげていただきますようお願いいたします。

また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条の規定に基づく第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、別紙2のとおり、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」を2025年までに0にするという成果目標が設定されていることを踏まえ、その推進を図るようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては、これらのことについて域内の市（指定都市を除

く。(7)を除き、以下同じ。)町村長及び市町村教育委員会に周知されるとともに、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

記

(1) 総合教育会議について

ア 会議の開催

総合教育会議の開催状況について、令和4年度間を通じて開催がなかった自治体は、都道府県・指定都市で3(4.5%)、市町村等で216(12.6%)である【図2】。また、開催している自治体においても、開催回数は、都道府県・指定都市、市町村等ともに「1回」が最も多く、令和4年度間の総合教育会議の平均開催回数は、都道府県・指定都市で1.8回、市町村等で1.3回である【図2】。首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する観点から、総合教育会議の更なる活用が必要である。

特に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項第2号において、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」は、総合教育会議において協議・調整することとされているが、総合教育会議でこの内容を扱った都道府県・指定都市は2(3.1%)、市町村等は117(7.8%)であり【表1】、十分に活用されているとは言い難い。このような場合も含め、総合教育会議の招集に係る権限は首長にあることから、その権限と責任において、教育委員会とも適宜調整を図りつつ、適切に開催する必要がある。

総合教育会議の活用にあたっては、各地方公共団体で実施している、総合教育会議の内容【表1】、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取(法第1条の4第5項)の取組【図6、7】、総合教育会議の活用により得られた成果事例・新規施策等【表2】及び総合教育会議を活性化させる取組【図9】を参考に、取組を進めることが望まれる。

イ 会議の議事録の作成・公表

総合教育会議の議事録について、令和4年度間に総合教育会議を開催した地方公共団体のうち、議事録又は議事概要を作成していない市町村等は35(2.3%)である【図4】。また、議事録又は議事概要の公表を行っていない市町村等は172(11.7%)である【図5】。

総合教育会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されていることを踏まえ(法第1条の4第7項)、協議の内容を事後的に確認できるよう、原則として議事録の作成及びホームページ等を活用した公表が強く求められる。

(2) 教育長・教育委員について

ア 教育委員の選任

令和5年3月31日時点で保護者が委員に含まれていない教育委員会は、市町村等で72(4.2%)ある【図10】。保護者委員が不在となっている理由としては、選任時には保護者であった委員の子供が調査時点では成人したことにより、保護者でなくなったことなどが挙げられる。保護者である者の意見を教育行政に反映することは重要であり、保護者委員の選任は法律上の義務とされていることから(法第4条第5項)、保護者が委員に含まれていない場合は、直近の委員選任時に保護者を任命し、速やかに保護者委員の不在を解消する必要がある。

また、令和5年3月31日時点で、女性の教育委員が選任されていない市町村等は31(1.8%)あり、うち、9の市町村等においては、女性の教育委員について選任の予定がない状況である【図12】。教育委員の選任に当たっては、委員の性別等に著しい偏りが生じないように配慮するとされていること(法第4条第5項)や、第5次男女共同参画基本計画において、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数」を2025年までに0にするとされていることに鑑み、現時点においても女性の教育委員が不在である場合には、速やかに選任されたい。

イ 教育長・教育委員の研修

令和4年度間に教育長が研修等に参加した自治体は、都道府県・指定都市で60(89.6%)、市町村等で1,669(97.1%)である【図20】。教育長が自身の知識・経験のアップデートを図り、資質・能力を伸ばそうとする姿勢は極めて重要であり、教育長を対象とした様々な機関の主催する研修等に積極的に参加していくことが求められる。

また、令和4年度間に教育委員が研修等に参加した自治体は、都道府県・指定都市で62(92.5%)、市町村等で1,554(90.5%)である【図21】。委員においても、その職務遂行に必要な知識を得て、合議制の執行機関たる教育委員会の意思決定に対する責任を果たすことができるよう、研修等に積極的に参加することが求められる。

(3) 教育委員会会議について

ア 会議の公開

教育委員会の会議は原則公開とされているが(法第14条第7項)、令和4年度間における教育委員会会議の傍聴者の延べ人数が0人である市町村等は1,223(71.2%)である【図26】。地域住民の意向をより一層教育行政に反映させる観点から、より多くの住民が会議を傍聴できるよう、土日・祝日の開催や夕方以降の時間帯の開催等の会議の公開に関する工夫を行っている自治体もあり【図31】、これらの取組を通じて、教育委員会の公開性を高めるとともに、地域住民の理解や関心を得ていく姿勢も重要である。

イ 会議の議事録の公表

教育委員会会議の議事録について、令和4年度間に教育委員会会議を開催した地方公共団体のうち、議事録又は議事概要の公表を行っていない市町村等は449(26.2%)である【図29】。

教育委員会会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されていることを踏まえ（法第14条第9項）、原則として議事録の作成及びホームページ等を活用した公表が強く求められる。

ウ 議論の活発化

令和4年度間において、教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会を開催している都道府県・指定都市は39（58.2%）、市町村等は194（11.3%）である。また、委員からの提案に基づき議題を設定する都道府県・指定都市は3（4.5%）、市町村等は69（4.0%）であり、教育委員による学校訪問を行っている都道府県・指定都市は58（86.6%）、市町村等は1,457（84.9%）である【図32】。教育委員が、地域や学校の実情を把握し、教育委員会の会議の審議を活性化するためには、事前勉強会や意見交換会等を通じて教育委員会会議で取り扱う議題や教育行政等について理解を深めるとともに、教育委員が自ら議題を提案できる取組や所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある。

（4）教育委員会の活動状況についての点検・評価について

令和4年度間において、教育委員会の活動状況についての点検及び評価を行っていない市町村等は68（4.0%）である【表3】。教育委員会が効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから（法第26条第1項）、点検及び評価を実施していない教育委員会は、速やかに実施する必要がある。

また、点検・評価を行うに当たって、学識経験者等の意見聴取を行っていない市町村等は256（15.5%）である【図33】。法第26条第2項では、点検及び評価に際して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、点検及び評価の客観性を確保する観点から適切に対応する必要がある。

（5）指導主事等の配置について

指導主事が配置されていない市町村等は400（23.3%）である【図42】。特に、人口規模5千人未満の自治体のうち64.7%が指導主事未配置であり、人口規模が小さい自治体ほど指導主事が配置されていない【図43】。そういった自治体においては、指導主事に係る体制整備の観点から、近隣の自治体間での連携により指導主事を共同設置することや、指導主事発令等を受けていないものの校長経験者等の教育に関する識見や学校教育に関して専門的な知見等を有する者を「指導主事に準ずる者」として学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事させることも有効な方策であると考えられる。

（6）都道府県による市町村等支援について

都道府県教育委員会による市町村等教育委員会に対する支援として、市町村等における指導主事の配置に対して、財政的な支援を行っている都道府県は10（21.3%）であり【図51】、指導主事が市町村等への訪問を行っている都道府県は40（85.1%）である【図52】。各都道府県教育委員会においては、域内全体の

教育水準の維持向上を図る観点から、各市町村等教育委員会の自律性や自主性を尊重しつつ、各市町村等教育委員会が抱える課題を適切に把握した上で、地域特性や地理的条件を踏まえた柔軟な支援等を行う役割が求められる。

また、域内の市町村等教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組を実施している都道府県は 26 (55.3%) である【図 57】。法第 55 条の 2 第 2 項では、国及び都道府県の役割について、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供等の援助を行うように努めなければならないとされており、域内の地域の情報を集約し得る立場にある都道府県教育委員会が各市町村等教育委員会間の広域連携を積極的に促していく役割を担うことも期待される。

(7) 近隣市町村等との事務の共同実施について

近隣地方公共団体と協議会を設置している市（指定都市を含む。以下、この項目において同じ。）町村等は 262 (15.1%) であり、職員を共同設置している市町村等は 40 (2.3%)、近隣地方自治体に事務を委託している市町村等は 84 (4.8%) であった【図 58】。法第 55 条の 2 第 1 項において、市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めるものとされており、特に人口規模が小さい市町村等教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、協議会や一部事務組合の設置等により近隣の市町村等教育委員会と共同して事務を管理・執行したり、指導主事を共同設置したりすることも一つの有効な方策であると考えられる。市町村等教育委員会においては、教育委員会の更なる事務処理体制の強化の観点から、近隣自治体との連携をより一層推進していくことが期待される。

〔担当〕

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課地方教育行政係

(電話) 03-5253-4111 (内線4676)

【参考資料】

(1) 総合教育会議について

○総合教育会議の開催がなかった自治体（【図2】関係）

【都道府県・指定都市（3）】和歌山県、広島県、宮崎県

【市町村等（216）】

北海道(31)	釧路市、夕張市、美唄市、三笠市、歌志内市、北斗市、当別町、福島町、長万部町、上ノ国町、今金町、寿都町、黒松内町、積丹町、余市町、比布町、釧路町、増毛町、小平町、天塩町、遠軽町、雄武町、壮瞥町、本別町、釧路町、別海町、島牧村、泊村、占冠村、音威子府村、西興部村
青森県(10)	外ヶ浜町、深浦町、鶴田町、七戸町、大間町、田子町、蓬田村、田舎館村、六ヶ所村、風間浦村
岩手県(1)	葛巻町
宮城県(1)	七ヶ宿町
秋田県(3)	にかほ市、藤里町、八峰町
山形県(4)	米沢市、上山市、山辺町、最上町
福島県(7)	川俣町、猪苗代町、古殿町、広野町、大玉村、檜枝岐村、西郷村
茨城県(6)	石岡市、ひたちなか市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、境町
群馬県(7)	太田市、甘楽町、玉村町、板倉町、明和町、大泉町、片品村
埼玉県(3)	所沢市、ときがわ町、美里町
千葉県(5)	流山市、鎌ヶ谷市、神崎町、白子町、大多喜町
東京都(8)	中央区、江戸川区、東大和市、大島町、利島村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県(1)	真鶴町
新潟県(4)	南魚沼市、胎内市、阿賀町、粟島浦村
石川県(2)	輪島市、加賀市
福井県(2)	池田町、おおい町
山梨県(6)	富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
長野県(10)	佐久市、佐久穂町、軽井沢町、信濃町、川上村、平谷村、売木村、白馬村、木島平村、栄村
岐阜県(3)	飛騨市、池田町、白川村
静岡県(1)	伊東市
愛知県(1)	みよし市
三重県(3)	亀山市、明和町、大紀町
滋賀県(1)	米原市
大阪府(3)	藤井寺市、阪南市、千早赤阪村
兵庫県(3)	尼崎市、伊丹市、上郡町
奈良県(3)	安堵町、三宅町、高取町
和歌山県(7)	和歌山市、高野町、広川町、白浜町、那智勝浦町、串本町、北山村
鳥取県(1)	日吉津村
島根県(4)	吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県(5)	倉敷市、新見市、備前市、奈義町、美咲町
広島県(4)	呉市、福山市、三次市、大崎上島町

山口県(2)	宇部市、美祢市
徳島県(3)	上勝町、石井町、牟岐町
香川県(3)	観音寺市、三木町、多度津町
愛媛県(2)	松前町、鬼北町
高知県(7)	奈半利町、津野町、四万十町、北川村、馬路村、芸西村、三原村
福岡県(14)	直方市、田川市、行橋市、中間市、粕屋町、水巻町、遠賀町、筑前町、大刀洗町、大木町、香春町、糸田町、大任町、みやこ町
佐賀県(5)	鹿島市、嬉野市、みやき町、玄海町、太良町
長崎県(1)	時津町
熊本県(5)	南小国町、芦北町、錦町、多良木町、五木村
大分県(2)	国東市、姫島村
宮崎県(1)	西米良村
鹿児島県(6)	いちき串木野市、肝付町、屋久島町、瀬戸内町、知名町、三島村
沖縄県(15)	宜野湾市、石垣市、沖縄市、宮古島市、西原町、与那国町、国頭村、伊江村、読谷村、北中城村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、南大東村、伊是名村

○総合教育会議の議事録・議事概要を作成していない自治体（【図4】関係）

【市町村等（35）】

北海道(2)	礼文町、洞爺湖町
青森県(3)	平内町、中泊町、南部町
岩手県(1)	西和賀町
宮城県(1)	南三陸町
山形県(2)	村山市、朝日町
福島県(2)	天栄村、泉崎村
東京都(1)	奥多摩町
石川県(1)	川北町
福井県(1)	高浜町
長野県(3)	小海町、池田町、朝日村
岐阜県(2)	揖斐川町、川辺町
奈良県(3)	桜井市、山添村、上北山村
和歌山県(1)	太地町
山口県(2)	和木町、平生町
佐賀県(2)	吉野ヶ里町、江北町
熊本県(2)	産山村、山江村
宮崎県(2)	門川町、諸塚村
鹿児島県(2)	南種子町、宇検村
沖縄県(2)	今帰仁村、多良間村

○総合教育会議の議事録等を公表していない自治体（【図5】関係）

【市町村等（172）】

北海道(20)	松前町、木古内町、喜茂別町、上砂川町、北竜町、沼田町、東神楽町、当麻町、東川町、中富良野町、南富良野町、苫前町、羽幌町、幌延町、滝上町、興部町、厚真町、士幌町、大樹町、標津町
青森県(4)	横浜町、三戸町、五戸町、西目屋村
岩手県(5)	岩手町、山田町、田野畑村、普代村、九戸村
宮城県(4)	気仙沼市、村田町、川崎町、七ヶ浜町
秋田県(2)	小坂町、井川町
山形県(5)	南陽市、真室川町、川西町、小国町、白鷹町
福島県(11)	南会津町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、浅川町、富岡町、大熊町、浪江町、中島村、平田村
茨城県(4)	坂東市、茨城町、大洗町、大子町
栃木県(5)	矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、野木町
群馬県(9)	吉岡町、下仁田町、長野原町、草津町、千代田町、榛東村、嬭恋村、高山村、昭和村
埼玉県(3)	伊奈町、三芳町、鳩山町
千葉県(4)	いすみ市、横芝光町、鋸南町、長生村
東京都(3)	八丈町、神津島村、三宅村
新潟県(6)	加茂市、五泉市、阿賀野市、出雲崎町、弥彦村、関川村
富山県(1)	入善町
石川県(1)	七尾市
福井県(2)	勝山市、永平寺町
長野県(12)	上松町、原村、阿智村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、木祖村、王滝村、大桑村、筑北村、野沢温泉村、小川村
岐阜県(4)	安八町、富加町、御嵩町、東白川村
愛知県(1)	阿久比町
三重県(3)	菰野町、南伊勢町、御浜町
滋賀県(2)	守山市、豊郷町
兵庫県(2)	朝来市、淡路市
奈良県(9)	大和高田市、御所市、川西町、吉野町、下市町、曽爾村、御杖村、明日香村、天川村
和歌山県(7)	御坊市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町
島根県(4)	江津市、川本町、美郷町、邑南町
岡山県(1)	矢掛町
山口県(1)	田布施町
徳島県(3)	美波町、海陽町、東みよし町
香川県(2)	宇多津町、綾川町
高知県(8)	東洋町、安田町、大豊町、いの町、越知町、梶原町、大月町、大川

	村
福岡県(2)	豊前市、吉富町
佐賀県(3)	多久市、小城市、大町町
長崎県(2)	壱岐市、新上五島町
熊本県(7)	宇土市、嘉島町、益城町、あさぎり町、苓北町、西原村、水上村
大分県(1)	玖珠町
宮崎県(3)	高千穂町、五ヶ瀬町、椎葉村
鹿児島県(3)	枕崎市、長島町、湧水町
沖縄県(3)	嘉手納町、久米島町、伊平屋村

(2) 教育長・教育委員について

○保護者である教育委員について「0人」と回答した自治体（【図 10】関係）

【市町村等（72）】

北海道(5)	七飯町、岩内町、遠軽町、平取町、豊頃町
青森県(2)	大鰐町、横浜町
岩手県(1)	西和賀町
宮城県(1)	岩沼市
福島県(5)	会津若松市、大熊町、双葉町、浪江町、泉崎村
茨城県(1)	五霞町
栃木県(3)	真岡市、茂木町、高根沢町
群馬県(1)	千代田町
埼玉県(4)	川口市、行田市、新座市、三郷市
千葉県(2)	富津市、富里市
東京都(2)	江戸川区、府中市
新潟県(2)	燕市、粟島浦村
富山県(1)	立山町
福井県(1)	坂井市
山梨県(3)	昭和町、西桂町、山中湖村
長野県(8)	池田町、山ノ内町、川上村、阿智村、根羽村、王滝村、生坂村、野沢温泉村
岐阜県(3)	瑞穂市、輪之内町、御嵩町
静岡県(1)	熱海市
三重県(2)	名張市、熊野市
大阪府(2)	泉大津市、岬町
兵庫県(2)	たつの市、上郡町
奈良県(6)	大和高田市、五條市、御所市、宇陀市、斑鳩町、大淀町
岡山県(2)	倉敷市、吉備中央町
広島県(1)	坂町
山口県(1)	下関市

愛媛県(1)	伊予市
高知県(3)	香美市、いの町、越知町
長崎県(1)	南島原市
熊本県(2)	美里町、産山村
大分県(1)	豊後高田市
沖縄県(2)	北中城村、渡嘉敷村

○女性教育委員の選任予定について、「ない」と回答した自治体（【図 12】関係）

【市町村等（9）】

北海道(1)	日高町
青森県(1)	五戸町
福島県(1)	浅川町
石川県(1)	川北町
奈良県(3)	野迫川村、上北山村、東吉野村
福岡県(1)	小竹町
沖縄県(1)	竹富町

(3) 教育委員会会議について

○教育委員会会議の議事録・議事概要を公表していない自治体（【図 29】関係）

【市町村等（449）】

北海道(48)	稚内市、三笠市、歌志内市、松前町、福島町、木古内町、長万部町、奥尻町、喜茂別町、積丹町、奈井江町、上砂川町、妹背牛町、北竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、上川町、東川町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、豊富町、礼文町、小清水町、置戸町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、士幌町、新得町、標茶町、白糠町、標津町、真狩村、留寿都村、神恵内村、赤井川村
青森県(21)	十和田市、平内町、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、東北町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、蓬田村、西目屋村、田舎館村、東通村、風間浦村、佐井村、新郷村
岩手県(7)	岩手町、西和賀町、大槌町、山田町、軽米町、普代村、九戸村
宮城県(6)	白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、加美町、南三陸町
秋田県(7)	鹿角市、小坂町、藤里町、八峰町、八郎潟町、羽後町、上小阿仁村
山形県(14)	村山市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、舟形町、真室川町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、鮭川村
福島県(34)	川俣町、鏡石町、只見町、南会津町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、棚倉町、矢祭町、塙町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、天栄村、檜枝岐村、北塩原村、湯川村、西郷村、泉崎村、

	鮫川村、玉川村、平田村、川内村、葛尾村
茨城県(7)	常総市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、境町
栃木県(6)	矢板市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、那珂川町
群馬県(12)	下仁田町、甘楽町、長野原町、東吾妻町、板倉町、明和町、千代田町、榛東村、上野村、嬭恋村、片品村、昭和村
埼玉県(6)	伊奈町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町
千葉県(12)	勝浦市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長生村
東京都(8)	日の出町、奥多摩町、大島町、八丈町、利島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村
新潟県(4)	出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村
富山県(2)	立山町、入善町
石川県(3)	川北町、内灘町、中能登町
福井県(7)	敦賀市、勝山市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、若狭町
山梨県(8)	韮崎市、南アルプス市、中央市、早川町、南部町、忍野村、山中湖村、小菅村
長野県(18)	小海町、長和町、阿南町、上松町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、平谷村、根羽村、下條村、豊丘村、王滝村、筑北村、松川村、野沢温泉村、小川村、栄村
岐阜県(10)	飛騨市、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、北方町、富加町、川辺町、八百津町、東白川村、白川村
静岡県(5)	菊川市、東伊豆町、河津町、清水町、小山町
愛知県(5)	弥富市、蟹江町、東栄町、飛島村、豊根村
三重県(8)	菰野町、朝日町、多気町、明和町、度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町
滋賀県(1)	豊郷町
京都府(2)	井手町、伊根町
大阪府(2)	池田市、岬町
奈良県(27)	大和郡山市、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、高取町、上牧町、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、山添村、曾爾村、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、十津川村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県(20)	海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、上富田町、すさみ町、太地町、古座川町、串本町、北山村
鳥取県(2)	江府町、日吉津村
島根県(4)	川本町、津和野町、海士町、西ノ島町
岡山県(1)	美咲町
広島県(1)	熊野町

山口県(3)	田布施町、平生町、阿武町
徳島県(7)	勝浦町、牟岐町、海陽町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町
香川県(4)	三木町、綾川町、多度津町、まんのう町
愛媛県(5)	上島町、久万高原町、松前町、砥部町、松野町
高知県(18)	南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、安田町、大豊町、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、大月町、黒潮町、北川村、大川村、日高村、三原村
福岡県(21)	豊前市、宮若市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、吉富町、上毛町、赤村
佐賀県(5)	多久市、吉野ヶ里町、玄海町、有田町、太良町
長崎県(1)	川棚町
熊本県(24)	人吉市、玉名市、山鹿市、宇城市、美里町、南関町、和水町、菊陽町、南小国町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、湯前町、産山村、西原村、南阿蘇村、水上村、相良村、球磨村
大分県(4)	杵築市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県(5)	美郷町、高千穂町、日之影町、諸塚村、椎葉村
鹿児島県(11)	南九州市、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、中種子町、龍郷町、徳之島町、伊仙町、大和村、宇検村
沖縄県(23)	糸満市、うるま市、本部町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、北中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、多良間村

(4) 教育委員会の活動状況についての点検・評価について

○点検・評価について、「行っていない」と回答した自治体（【表3】関係）

【市町村等（68）】

北海道(5)	中川町、むかわ町、浦河町、泊村、音威子府村
岩手県(2)	西和賀町、金ヶ崎町
宮城県(2)	気仙沼市、大崎市
山形県(3)	川西町、小国町、戸沢村
福島県(8)	下郷町、只見町、古殿町、広野町、富岡町、大熊町、泉崎村、鮫川村
茨城県(1)	那珂市
千葉県(1)	君津市
東京都(1)	新島村
新潟県(3)	南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
福井県(1)	永平寺町

山梨県(1)	丹波山村
長野県(10)	小海町、上松町、川上村、中川村、阿智村、売木村、泰阜村、豊丘村、王滝村、山形村
岐阜県(2)	関ヶ原町、池田町
愛知県(1)	弥富市
三重県(1)	明和町
滋賀県(1)	甲良町
京都府(1)	宇治田原町
奈良県(1)	下北山村
島根県(2)	吉賀町、海士町
岡山県(2)	勝央町、奈義町
広島県(1)	北広島町
福岡県(4)	みやま市、広川町、糸田町、赤村
佐賀県(1)	吉野ヶ里町
熊本県(4)	玉東町、和水町、南小国町、高森町
鹿児島県(2)	肝付町、伊仙町
沖縄県(7)	与那国町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村

○点検・評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者からの意見聴取について「していない」と回答した自治体（【図 33】関係）

【市町村等（256）】

北海道(20)	芦別市、松前町、福島町、木古内町、寿都町、月形町、新十津川町、秩父別町、比布町、小平町、豊富町、礼文町、利尻町、小清水町、滝上町、雄武町、豊浦町、日高町、大樹町、留寿都村
青森県(5)	今別町、外ヶ浜町、板柳町、西目屋村、佐井村
岩手県(8)	北上市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、大槌町、田野畑村、野田村
宮城県(2)	大郷町、涌谷町
秋田県(2)	上小阿仁村、大潟村
山形県(8)	山辺町、中山町、金山町、高畠町、白鷹町、飯豊町、大蔵村、鮭川村
福島県(5)	磐梯町、会津坂下町、双葉町、浪江町、湯川村
茨城県(2)	坂東市、阿見町
栃木県(2)	真岡市、さくら市
群馬県(6)	長野原町、草津町、上野村、南牧村、嬭恋村、川場村
埼玉県(3)	秩父市、長瀨町、小鹿野町
千葉県(8)	茂原市、鴨川市、神崎町、東庄町、長柄町、長南町、大多喜町、長生村

東京都(2)	大島町、檜原村
神奈川県(3)	箱根町、真鶴町、清川村
新潟県(4)	村上市、阿賀町、津南町、関川村
石川県(1)	宝達志水町
福井県(3)	池田町、南越前町、越前町
山梨県(18)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、 笛吹市、上野原市、甲州市、早川町、身延町、富士川町、西桂町、 道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村
長野県(25)	岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、佐久市、佐久穂町、軽井沢町、 下諏訪町、飯島町、松川町、阿南町、小布施町、南牧村、南相木村、 北相木村、原村、根羽村、天龍村、喬木村、木祖村、大桑村、松川 村、木島平村、小川村、栄村
岐阜県(6)	美濃加茂市、下呂市、養老町、七宗町、東白川村、白川村
静岡県(1)	熱海市
愛知県(5)	安城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県(6)	名張市、多気町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町
滋賀県(5)	守山市、栗東市、東近江市、日野町、豊郷町
京都府(1)	伊根町
兵庫県(5)	赤穂市、小野市、市川町、上郡町、新温泉町
奈良県(8)	斑鳩町、広陵町、吉野町、大淀町、御杖村、黒滝村、天川村、野迫 川村
和歌山県(7)	高野町、湯浅町、みなべ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山 村
鳥取県(8)	若桜町、智頭町、八頭町、琴浦町、大山町、日南町、日野町、江府 町
島根県(6)	雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、西ノ島町、隠岐の島町
岡山県(3)	和気町、鏡野町、西粟倉村
広島県(1)	三次市
山口県(1)	周防大島町
徳島県(9)	吉野川市、美馬市、上勝町、石井町、那賀町、牟岐町、板野町、上 板町、東みよし町
香川県(2)	善通寺市、土庄町
愛媛県(2)	四国中央市、上島町
高知県(13)	東洋町、安田町、本山町、大豊町、中土佐町、佐川町、越知町、梶 原町、津野町、四万十町、北川村、馬路村、大川村
福岡県(7)	筑後市、那珂川市、水巻町、桂川町、大木町、大任町、築上町
佐賀県(2)	鹿島市、玄海町
長崎県(4)	松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県(11)	美里町、御船町、嘉島町、甲佐町、多良木町、苓北町、西原村、水

	上村、相良村、五木村、山江村
大分県(1)	津久見市
宮崎県(2)	五ヶ瀬町、諸塚村
鹿児島県(7)	阿久根市、南さつま市、南九州市、湧水町、南大隅町、喜界町、与論町
沖縄県(6)	うるま市、本部町、与那原町、久米島町、国頭村、多良間村

教育委員会の現状に関する調査 (令和4年度間)

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

● 実施時期

令和5年11月

● 調査対象

- ・ 全都道府県・指定都市（67）
- ・ 市町村等教育委員会（1718）
※ 特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

● 対象期間

令和4年度間又は令和5年3月31日の状況

● 目次

1. 大綱

- ① 大綱の策定状況について

2. 総合教育会議

- ① 総合教育会議の開催状況について
- ② 総合教育会議の事務局について
- ③ 総合教育会議の内容について
- ④ 議事録等の作成・公表について
- ⑤ 意見聴取について
- ⑥ 総合教育会議を通じた首長との連携について
- ⑦ 総合教育会議を活性化させるための取組について

3. 教育長・教育委員等

- ① 教育委員の選任について
- ② 教育委員の執務環境について
- ③ 教育長の任命について
- ④ 教育長・教育次長職の前職について

4. 教育長・教育委員の研修・自己研鑽

- ① 教育長・教育委員の研修・自己研鑽について

5. 教育委員会会議

- ① 教育委員会会議の開催状況について
- ② 教育委員会会議の公開について
- ③ 教育委員会会議の議論を活発にするための取組について

6. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

- ① 点検・評価の実施状況について
- ② 学識経験者等の知見の活用状況について
- ③ 点検・評価の議会報告、公表状況について

7. 教育委員会と首長との事務委任・補助執行

- ① 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について
- ② 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行について

8. 教育委員会事務局

- ① 指導主事の配置について
- ② 教育委員会事務局職員の人事について
- ③ 教育行政職の採用について
- ④ 外部人材の登用について

9. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

- ① 指導主事に係る支援について
- ② 市町村教育委員会間の広域連携の促進について

10. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

- ① 事務の共同実施状況について

11. 学校の裁量拡大

- ① 学校裁量予算に係る取組状況について
- ② 学校管理規則について

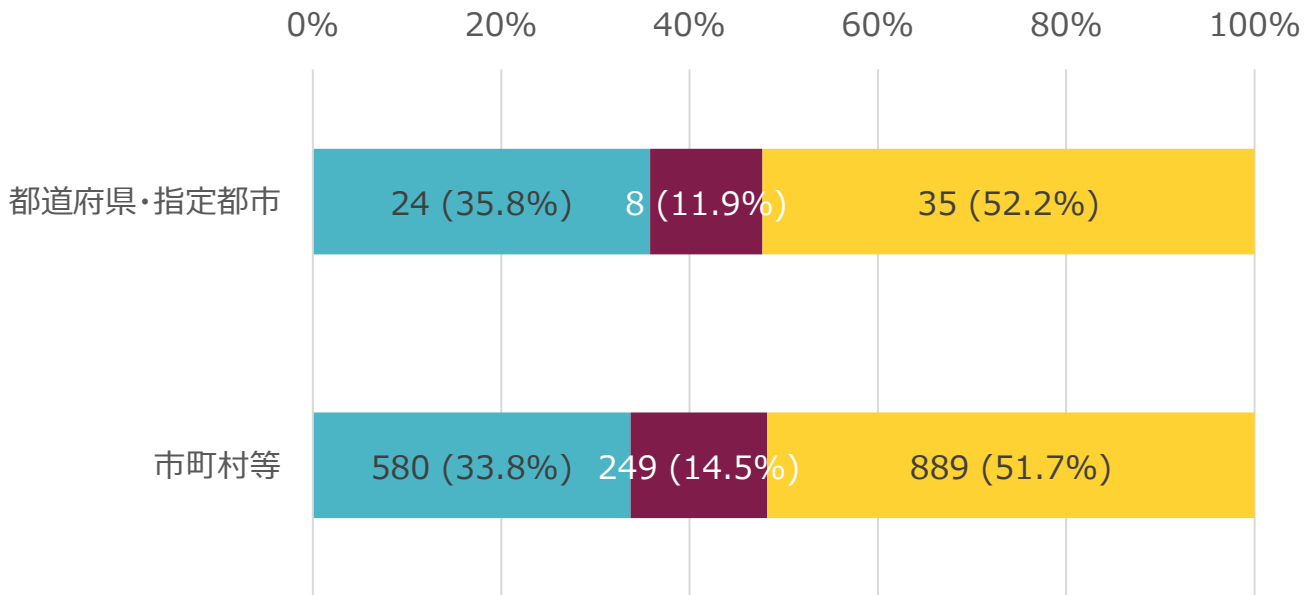
①大綱の策定状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3において、首長は、その地域の実情に応じ、自治体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされており、**全ての自治体において、大綱が策定されている。**

また、大綱は、教育振興基本計画や自治体の総合計画等をもって充てることも可能だが、都道府県・指定都市で64.2%（令和2年度：70.1%）、市町村等で66.2%（同：64.1%）が、大綱単独で策定している【図1】。

図1 大綱の策定状況

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



- 教育振興基本計画、自治体の総合計画等をもって大綱に充てている
- 大綱単独で策定しており、過去改訂したことはない
- 大綱単独で策定しており、過去改訂したことがある

2. 総合教育会議

首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地
教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとさ
れている。

令和4年度間は、**都道府県・指定都市で平均1.8回**（令和3年度間：平均1.5回）、**市町村等で平
均1.3回**（同：平均1.3回）開催されており【図2】、**大綱の策定や学校等の施設の整備、学力の向上
に関する施策、不登校対策、学校における働き方改革**等の様々な内容について取り上げられている【表1】。

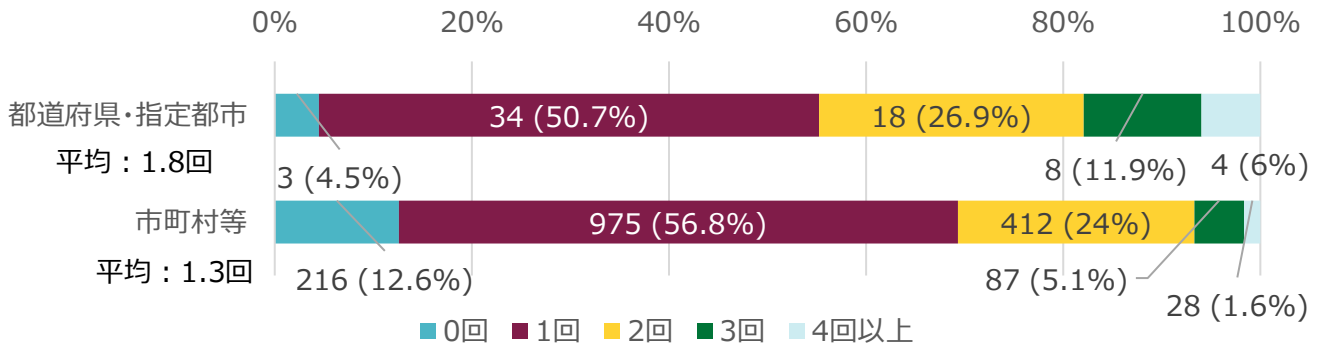
また、首長は総合教育会議の終了後、その議事録を作成し、公表するよう努めなければならないこととさ
れており、総合教育会議を行った自治体のうち、**都道府県・指定都市では100%**（同：100%）が、**市
町村等では97.7%**（同：97.4%）が**議事録又は議事概要を作成**しており【図4】、そのうち、**都道府
県・指定都市では100%**（同：100%）が、**市町村等では88.3%**（同：87.6%）が**公表**している
【図5】。

総合教育会議の開催に当たっては、首長部局の職員の議論参画や首長の学校視察等、その活性化に
向けて様々な工夫を行っている自治体もみられた【図9】。

① 総合教育会議の開催状況について

図2 総合教育会議の開催回数

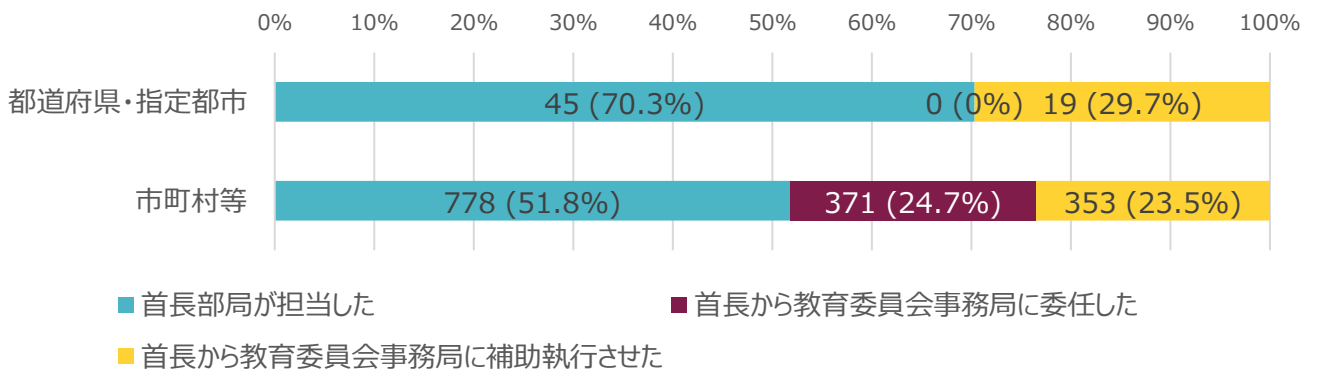
（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



② 総合教育会議の事務局について

図3 総合教育会議の事務局

※総合教育会議を開催した自治体のみ （回答数） 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502



③総合教育会議の内容について

表1 総合教育会議の内容（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

	総合教育会議の内容	都道府県 指定都市	市町村等
	大綱の策定に関する協議	16 (25%)	438 (29.2%)
重点的に講ずべき施策についての協議・調整	学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む）	7 (10.9%)	458 (30.5%)
	教職員の確保（教師不足対応を含む）	9 (14.1%)	151 (10.1%)
	幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	7 (10.9%)	220 (14.6%)
	青少年健全育成と生徒指導の連携	2 (3.1%)	127 (8.5%)
	居所不明の児童生徒への対応	0 (0%)	8 (0.5%)
	福祉部局と連携した総合的な放課後児童対策	5 (7.8%)	80 (5.3%)
	首長部局と連携した学校等施設の目的外利用	0 (0%)	47 (3.1%)
	子育て支援	4 (6.3%)	272 (18.1%)
	教材費や学校図書費の充実	1 (1.6%)	113 (7.5%)
	学校における1人1台端末環境等のICT環境の整備・利活用	19 (29.7%)	481 (32%)
	義務教育・高校段階における修学支援の充実	4 (6.3%)	97 (6.5%)
	学校における支援スタッフの配置	12 (18.8%)	210 (14%)
	学校の統廃合	3 (4.7%)	340 (22.6%)
	少人数教育の推進	5 (7.8%)	101 (6.7%)
	学力の向上に関する施策	13 (20.3%)	410 (27.3%)
	いじめ防止対策	10 (15.6%)	282 (18.8%)
	不登校対策	22 (34.4%)	367 (24.4%)
	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	7 (10.9%)	366 (24.4%)
	学校安全の推進	4 (6.3%)	154 (10.3%)
	スポーツを通じた健康増進や地域活性化	10 (15.6%)	208 (13.8%)
	学校における防災対策や災害発生時の対応方針	3 (4.7%)	91 (6.1%)
	学校における働き方改革	14 (21.9%)	271 (18%)
	福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	3 (4.7%)	55 (3.7%)
	社会教育施設に関すること	5 (7.8%)	280 (18.6%)
	文化振興に関すること（文化財保護を除く）	3 (4.7%)	233 (15.5%)
	文化財保護に関すること	2 (3.1%)	205 (13.6%)
	その他	48 (75%)	722 (48.1%)
	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	2 (3.1%)	117 (7.8%)
	その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項	2 (3.1%)	50 (3.4%)

④ 議事録等の作成・公表について

図4 議事録等の作成

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

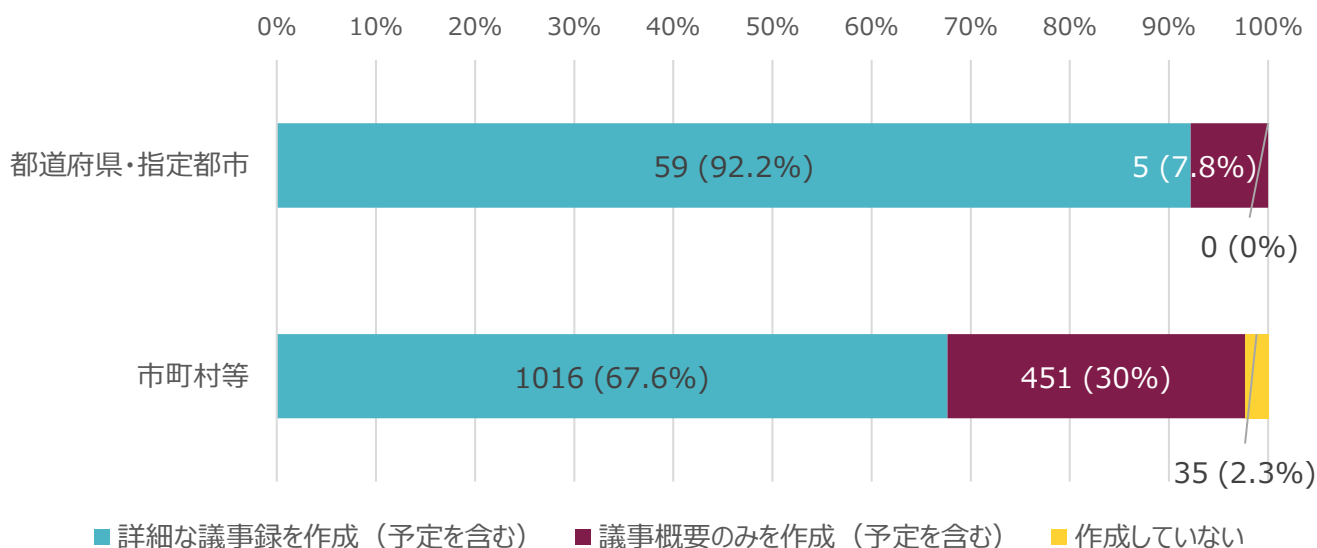
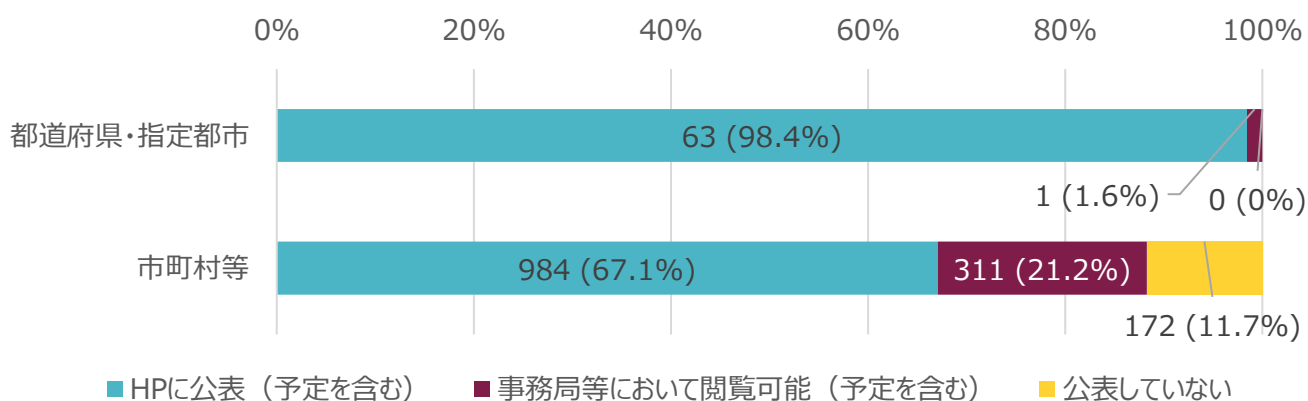


図5 議事録等の公表

※議事録等を作成した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1467



⑤意見聴取について

図6 関係者又は学識経験者から意見を聴いた回数

※総合教育会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

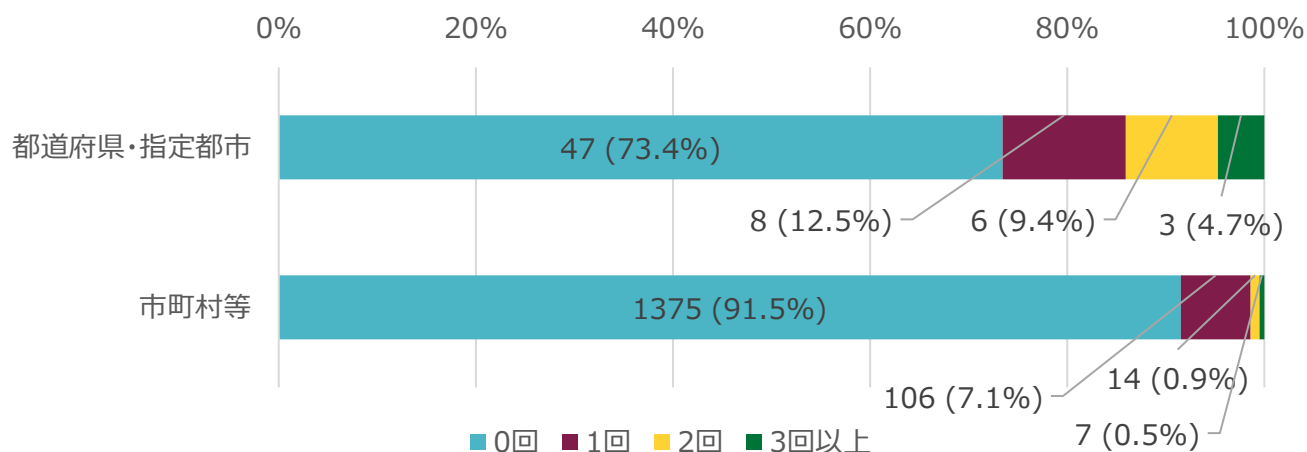
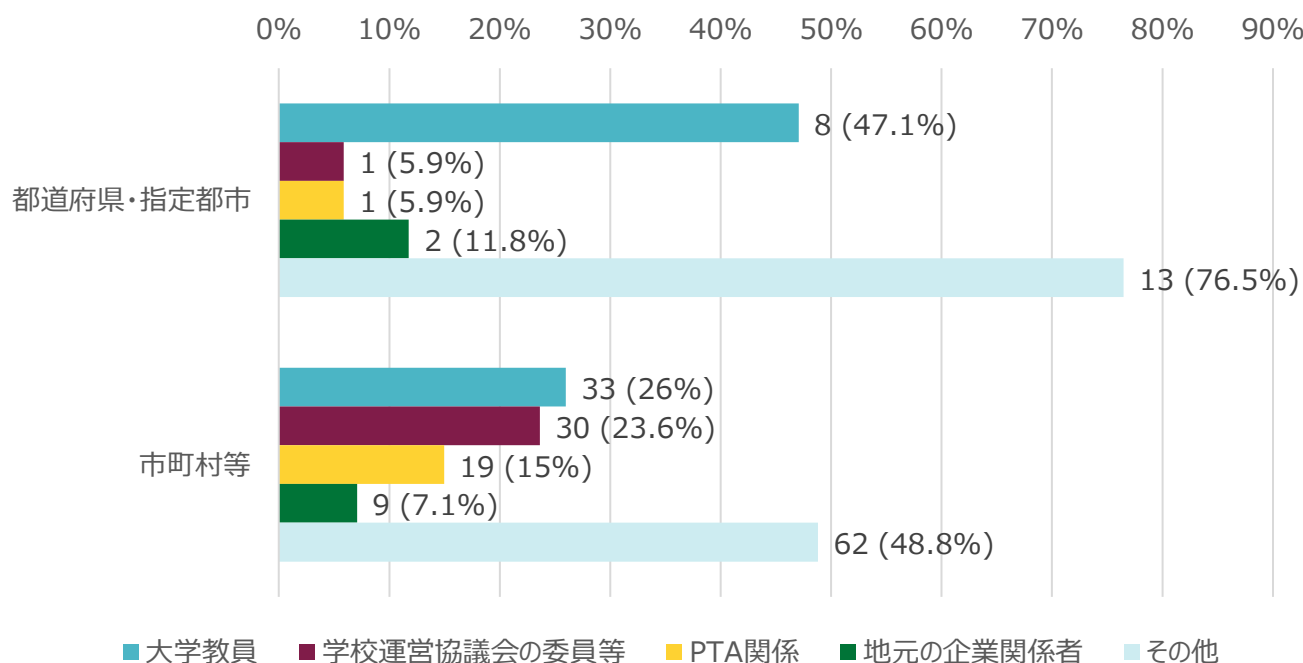


図7 意見聴取者 (複数回答)

※意見聴取を行った自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：17、市町村等：127



(その他の主な回答)

NPO関係者、弁護士、県立高校卒業生、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、私立学校長、スポーツ・文化芸術関係者、退職教員、民生委員、児童委員、政策アドバイザー、市議会議員、(都道府県の回答) 市町村教育長、(市町村等の回答) 県教育委員会事務局職員

⑥総合教育会議を通じた首長との連携について

図8 総合教育会議を通じた教育委員会と首長との連携についての認識

※総合教育会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県・指定都市：64、市町村等：1502

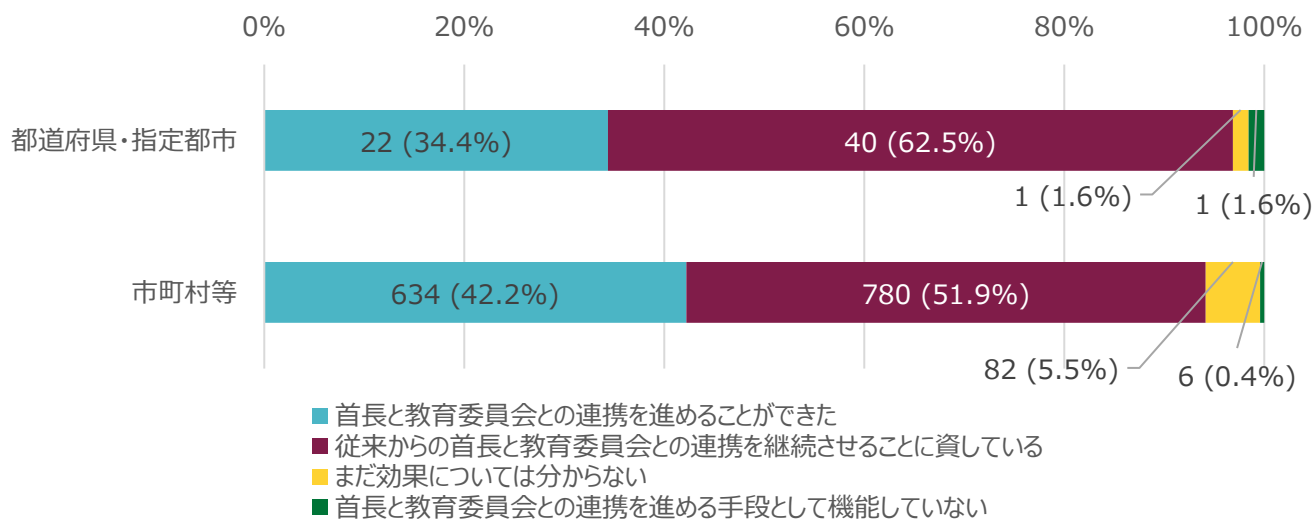


表2 総合教育会議の活用により得られた成果事例・新規施策等について

国の次期教育振興基本計画の答申を踏まえた本県教育の今後の在り方について議論することにより、次期大綱及び教育振興基本計画策定の議論の充実につながった。

今後の教育施策の方向性を議論することにより、その内容を次年度予算に反映させることができた。

教員の働き方改革について議論することにより、翌年度から県立学校の教頭等業務の事務作業支援のための職員が配置された。

教員の長時間勤務解消にむけ、教員の働き方改革に関する議論を深めたことにより、「学校等における働き方改革推進プラン」の策定につながった。

学校での働き方改革に関する議論を深めたことにより、給食費の無償化や教材費補助等の集金事務の軽減対策・校務支援システムの導入・草刈り作業やトイレ清掃の業務委託などにつながった。

教員の働き方改革の更なる推進について議論が深まったことにより、テストの採点支援システムの導入、部活動地域移行を推進する担当部署（市長部局）の配置が実現した。

休日部活動の地域移行を議論したこともあり、地域移行に係る推進連絡会の設立や当該課題の調査研究を実施することができた。

いじめの対応について議論することにより、SC、SSWの増員やスクールロイヤー制度の導入につながった。

子どもの居場所づくりに関する議論等を深めたことにより、福祉部局との連携を効果的に進めることができた。

1人1台PCを活用した協働的な授業実践の現場を参観することで、社会情動的スキル育成に向けた取組強化への共通認識を図ることができた。

幼児教育のあり方について議論することにより、幼児教育センターを所管する教育委員会と就学前教育施設を所管する首長部局の連携必要性について認識共有ができた。

体力・運動能力の向上や医療的ケア児への支援に関する課題を共有したことにより、施策を円滑に進めることに寄与した。

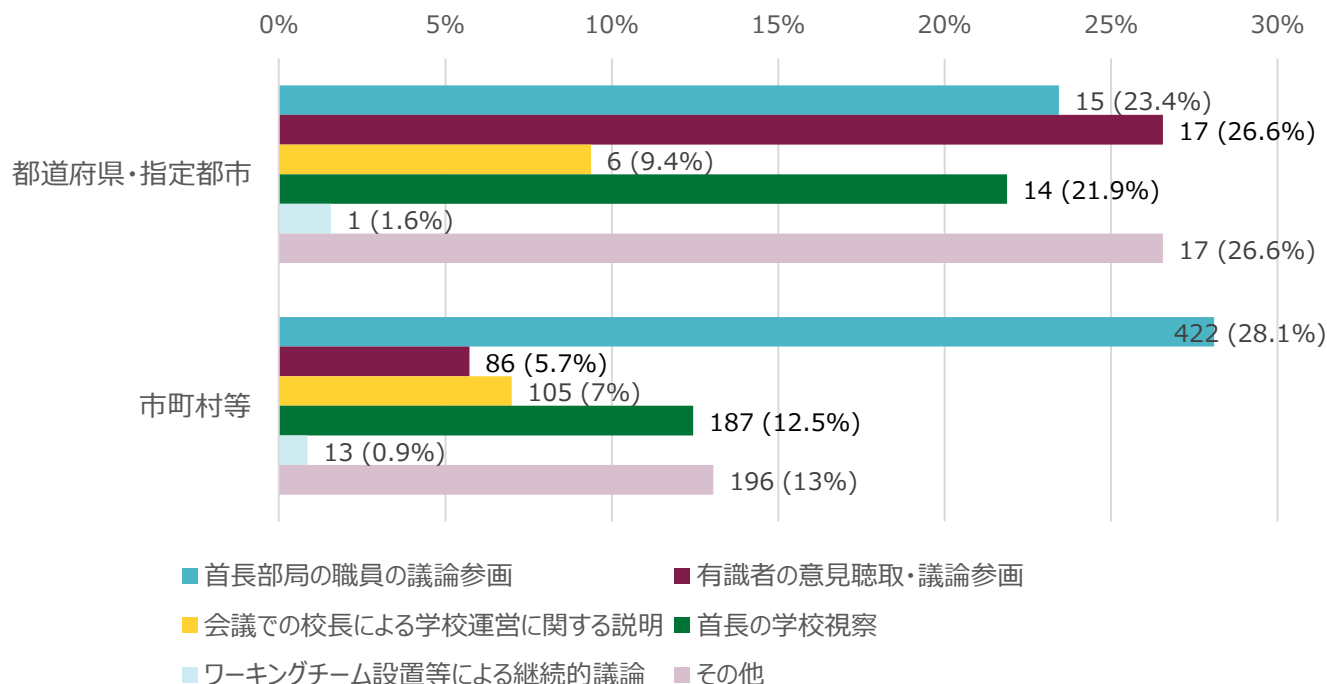
キャリア教育の推進について協議することにより、産業界・教育界・行政からなる協議会の設立等、産学官の連携によるリカレント教育の一層の推進が図られた。

高校生が地元の企業等と連携し開発した商品を知事部局の協力により自治体のアンテナショップで販売することができ、地域の魅力発信につながった。

⑦総合教育会議を活性化させるための取組について

図9 総合教育会議を活性化させるための取組（複数回答）

※総合教育会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：64、市町村等：1502



（その他の主な回答）

- 教育委員会会議の担当職員（2名）について、知事部局の総合教育会議担当課に併任発令を行った。
- 議題の選定や会議資料の作成等に当たって、事務局を担う市長部局の担当課と教育委員会の事務局とが連絡を密にし、総合教育会議における協議の充実を図った。
- 学校教育の振興に関することについて、教育委員会の諮問に対し学識経験を有する者等が答申を行う「学校教育審議会」を開催し、総合教育会議での審議に活用した。
- 首長や教育委員に対して事前に丁寧な説明を行うことはもとより、事務方の担当者間においても入念な打合せを行った。
- 総合教育会議以外にも首長と委員が顔を合わせる機会を設けるよう努めた。
- 前回会議後の対応状況をフォローアップするようにした。
- 県知事と市長が双方の総合教育会議に出席した。
- 教育委員からも議題を提案してもらった。
- 市長と教育委員との活発な意見交換を行うため、議長を市長ではなく、職員が行った。
- 次年度当初予算に繋がるよう予算要求時期に開催した。
- 高校生による取組事例の発表を行った。
- 校園長会や各種PTA連絡協議会が出席する拡大版総合教育会議を実施した。
- 学校での電子黒板やデジタル教科書を使用している授業の実態を動画として視聴したり、効果と課題についての学校教員のアンケート結果を元に意見交換を行った。
- 職員向けに会議をライブ配信した。
- 中学校区単位での地域開催を実施した。

3. 教育長・教育委員等

①教育委員の選任について

地教行法第4条第5項では、教育委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないこととされている。令和5年3月31日時点で、**保護者である教育委員がない自治体は、都道府県・指定都市で0%**（令和3年度：3%）、**市町村等で4.2%**（同：3.7%）となっている【図10】。いない主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったことが挙げられる。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、学校教育分野における女性の意思決定層への積極的な登用を促進するため、「都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を2025年までに0にする」という成果目標が設定されているところだが、令和5年3月31日時点で、**女性の教育委員がない市町村等は、31自治体**（令和3年5月1日時点:30）ある。**そのうち、22自治体で女性の教育委員の選任予定がある**【図12】。

図10 保護者である教育委員の人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

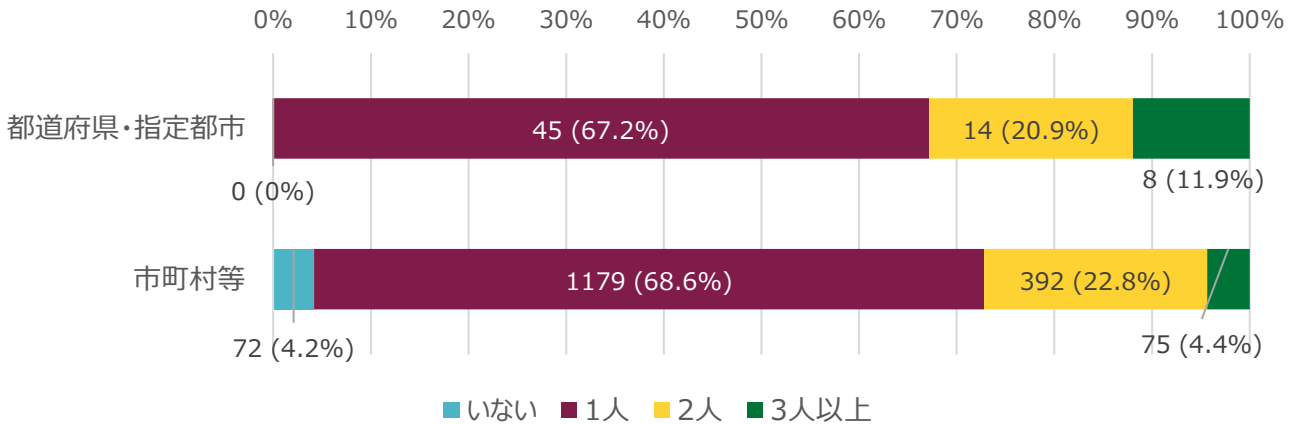


図11 スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つにした委員の人数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

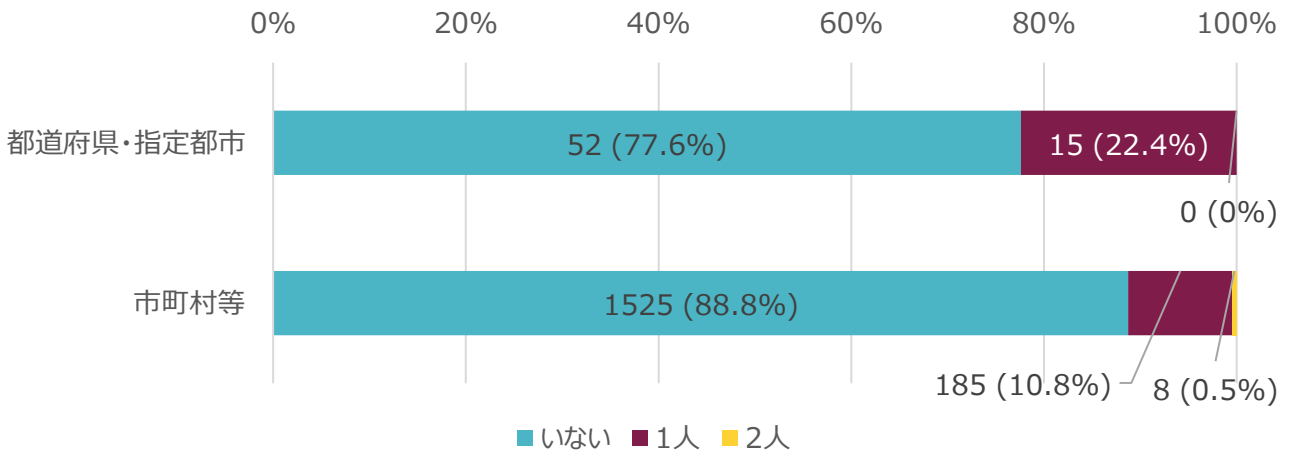
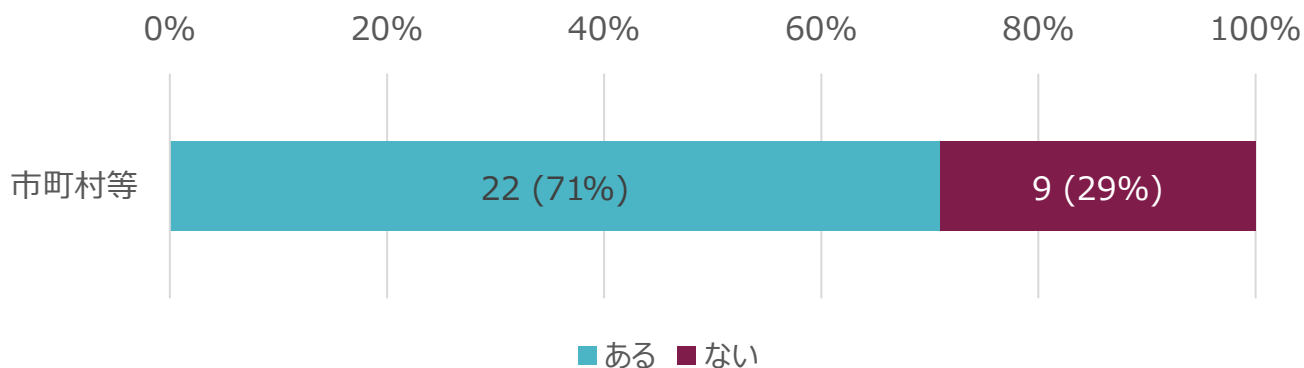


図12 女性教育委員の選任予定

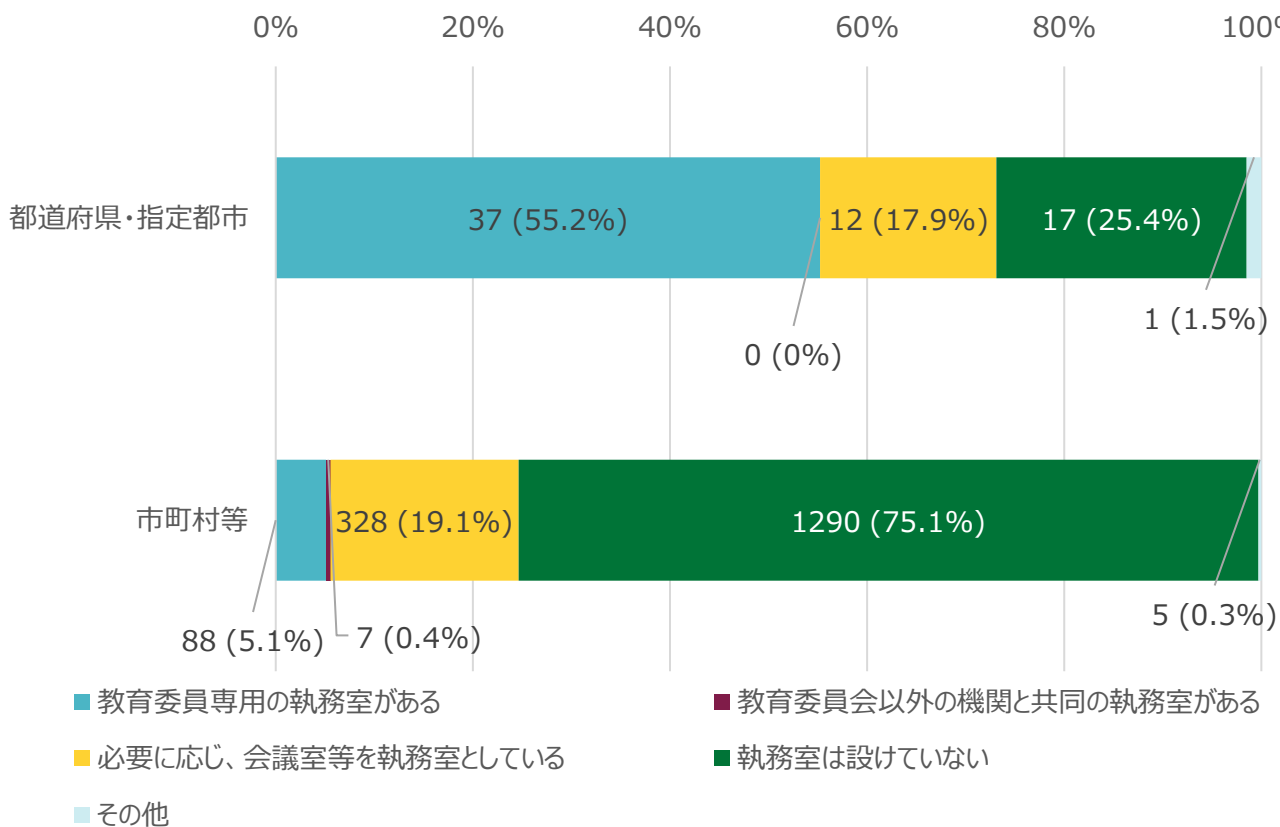
※令和5年3月31日時点で女性教育委員がいないと回答した自治体のみ (回答数) 市町村等 : 31



②教育委員の執務環境について

図13 教育委員の執務環境

(回答数) 都道府県・指定都市 : 67、市町村等 : 1718



③教育長の任命について

令和4年度間で、**3か月以上教育長が不在となったことがある自治体は、都道府県・指定都市で1自治体**（令和3年度間：0自治体）、**市町村等で24自治体**（同：19自治体）ある【図14】。その主な理由は次のとおりである。

- ・任期途中で教育長が辞任し、後任の選任に時間を要したため。
- ・首長が提案した教育長人事案が議会で否決され、適任者の選定に時間を要したため。

また、地教行法第4条第1項に基づき、教育長は、首長が、議会の同意を得て、任命することとされている。議会における手続の状況について、**教育長候補者による所信表明と質疑を行った自治体は、都道府県・指定都市で9%**（同：7.6%）、**市町村等で6%**（同：7.1%）ある【図15】。

図14 3ヶ月以上教育長が不在となった期間の有無

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

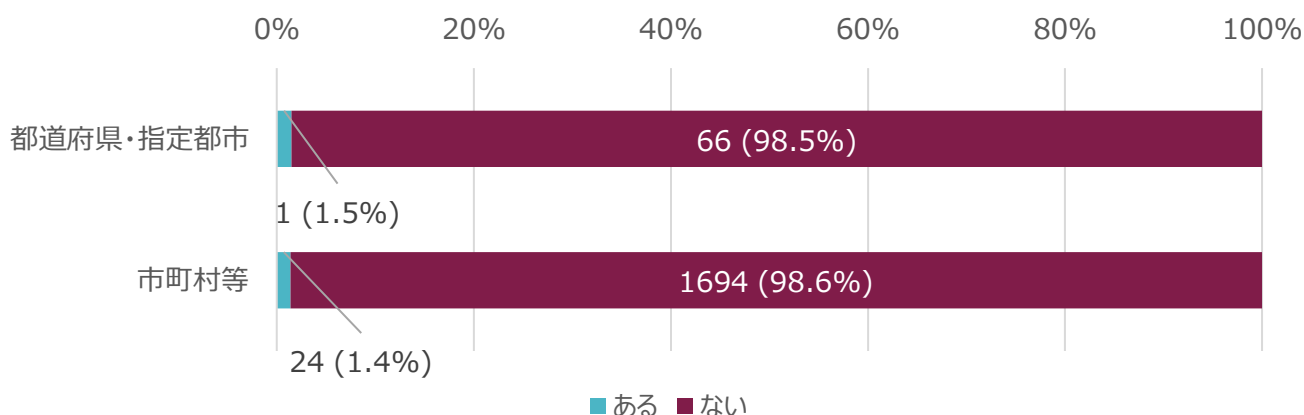


図15 （令和5年3月31日時点の）教育長の任命手続

※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1690

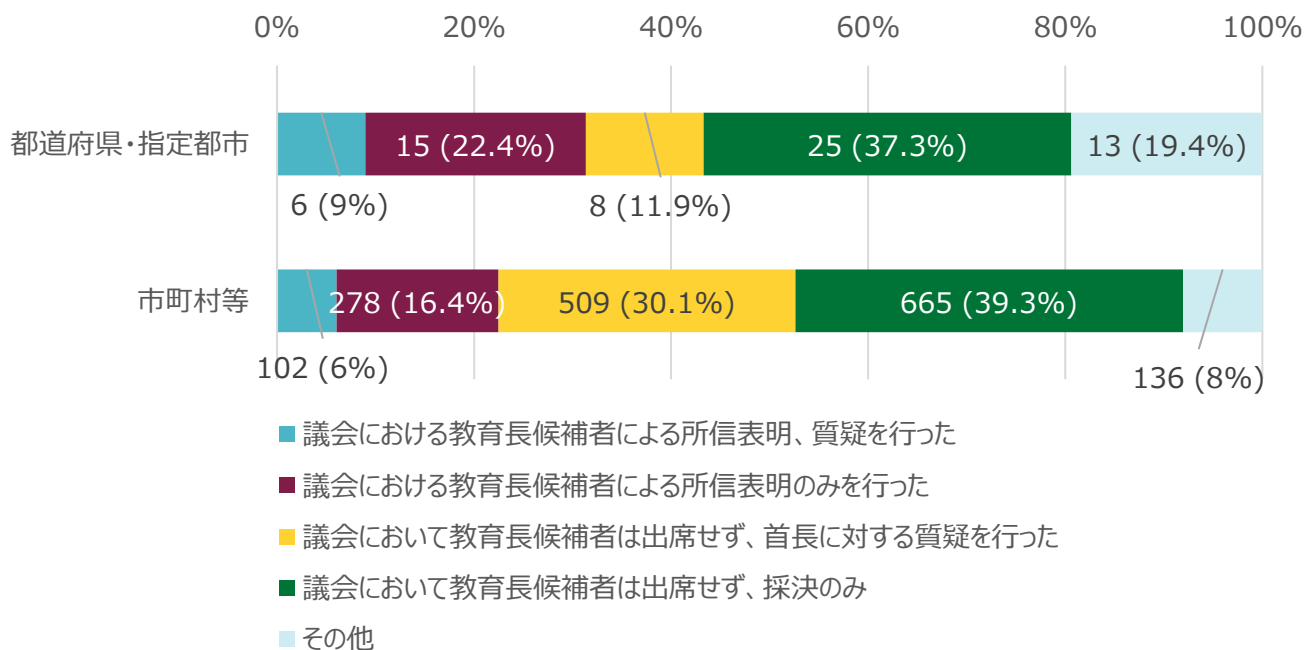
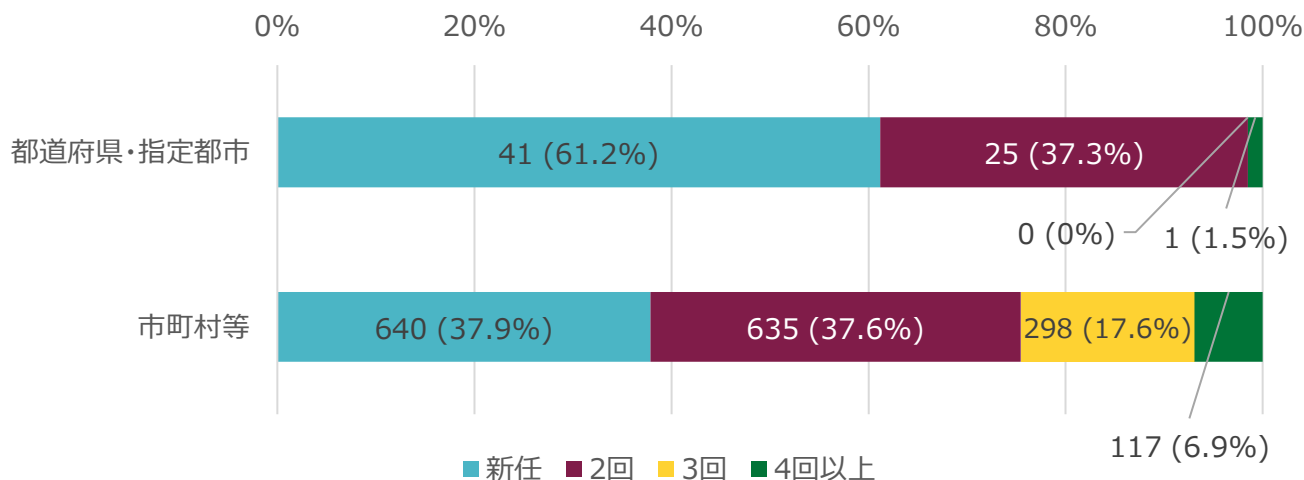


図16 (令和5年3月31日時点) 教育長の再任回数

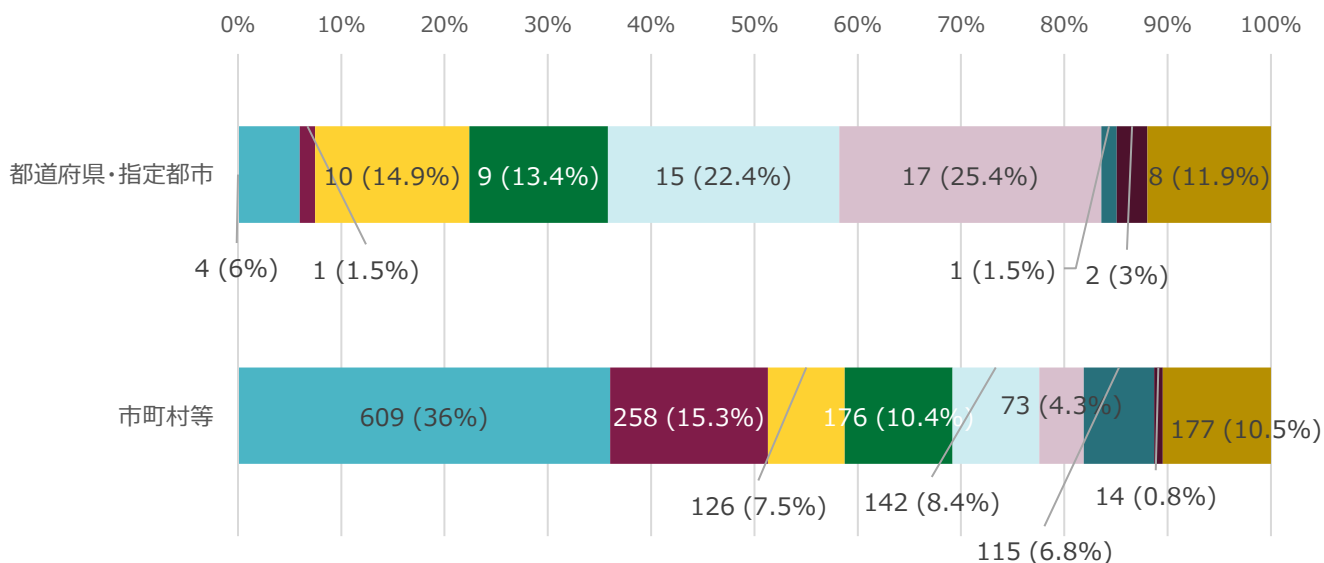
※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1690



④教育長・教育次長職の前職について

図17 (令和5年3月31日時点) 教育長の前職

※令和5年3月31日時点で教育長がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1690



- ①教職員 (過去に教育委員会での勤務経験あり)
- ②教職員 (過去に教育委員会での勤務経験なし)
- ③教育委員会事務局職員 (教員籍)
- ④教育委員会事務局職員 (行政職)
- ⑤首長部局職員 (過去に教育委員会での勤務実績あり)
- ⑥首長部局職員 (過去に教育委員会での勤務実績なし)
- ⑦地方公務員 (上記①・②・③・④・⑤・⑥以外)
- ⑧国家公務員
- ⑨その他

図18 (令和5年3月31日時点の) 教育次長職(相当職を含む。)の配置人数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

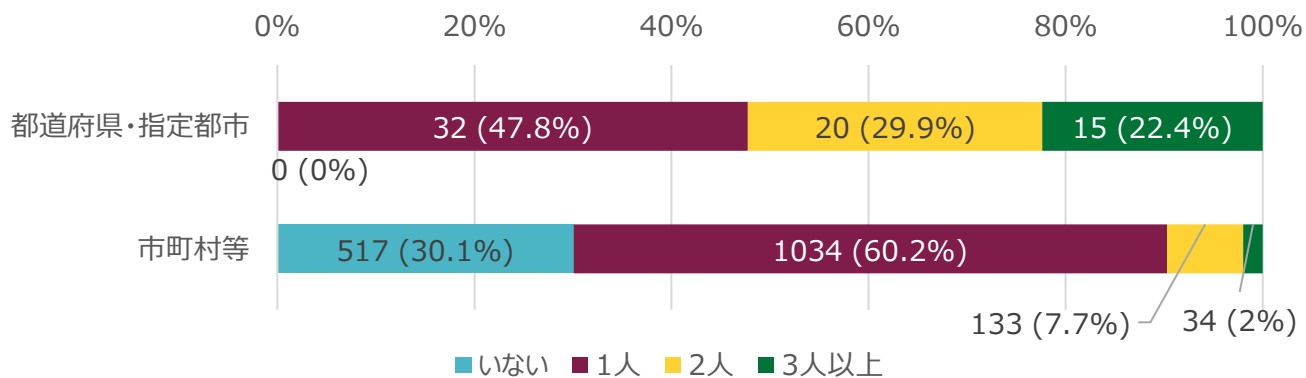
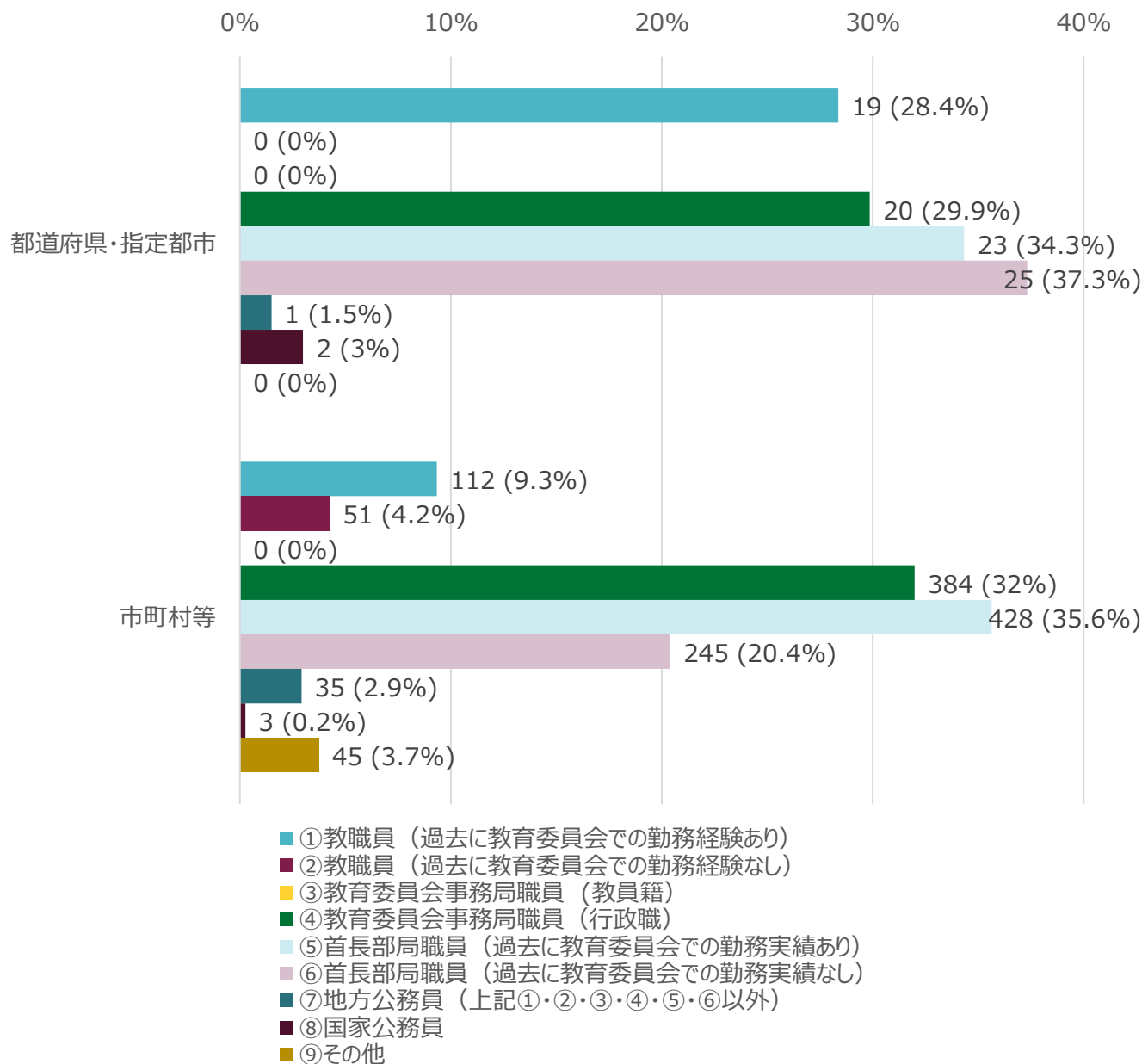


図19 (令和5年3月31日時点の) 教育次長職の前職(複数回答)

※令和5年3月31日時点で教育次長職がいると回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1201



4. 教育長・教育委員の研修・自己研鑽

①教育長・教育委員の研修・自己研鑽について

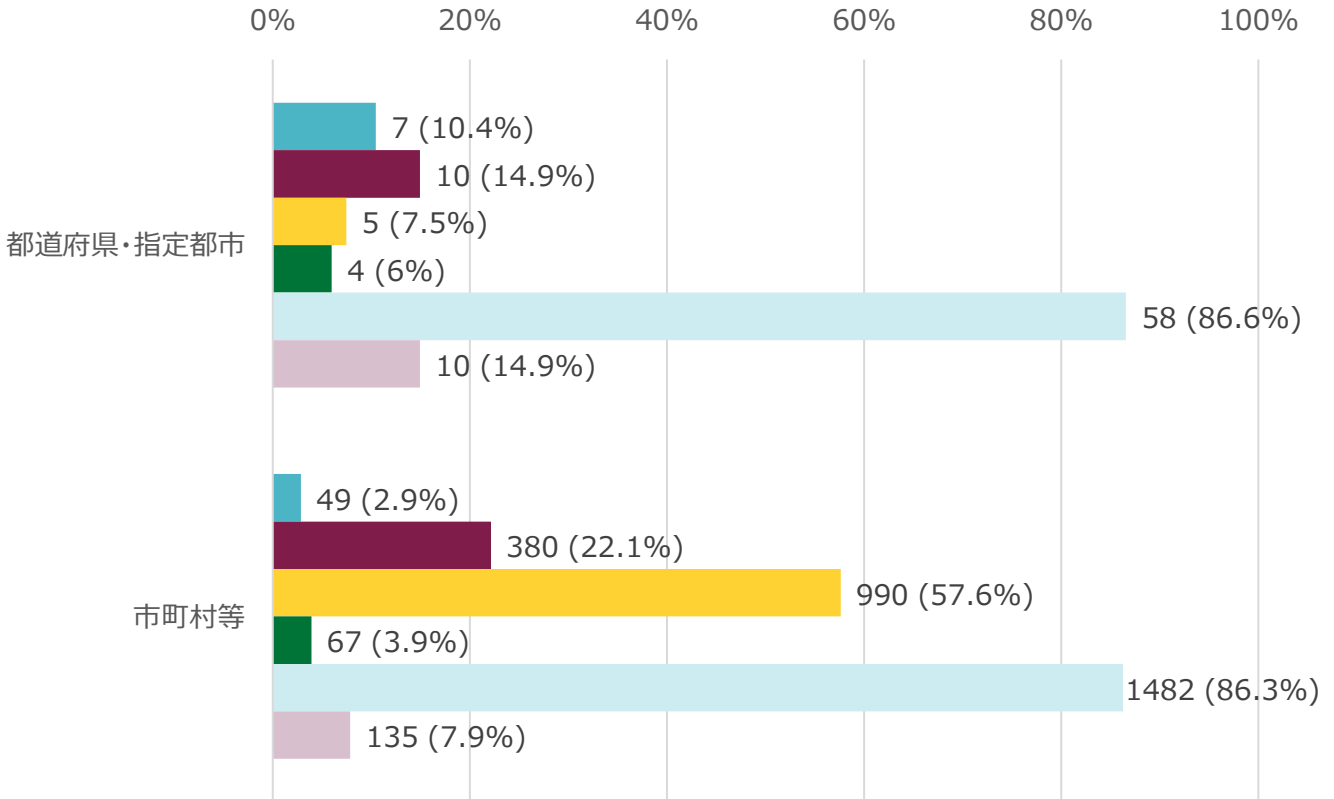
教育長・教育委員は、自治体における教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の自己研鑽に努める必要がある。

教育長が令和4年度間に研修等に参加した自治体は、都道府県・指定都市で89.6%、市町村等で97.1%ある【図20】。

また、教育長が参加した研修等の主催者としては、国や教育委員会関係団体によるものが多く、また、市町村等の場合は都道府県によるものも多い【図20】。さらに、教育委員が参加した研修等については、同じく、国や教育委員会関係団体、都道府県によるもののほか、各自治体で研修を行っているものも多い【図22】。

図20 教育長が参加した研修等の主催者（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



- 参加なし
- 国・独立行政法人教職員支援機構（NITS）
- 都道府県（市（指定都市を含む。）町村等のみ）
- 大学・大学院
- 教育委員会関係団体
- その他

※教育委員会関係団体とは、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会等を指す。

図21 教育委員の研修参加回数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

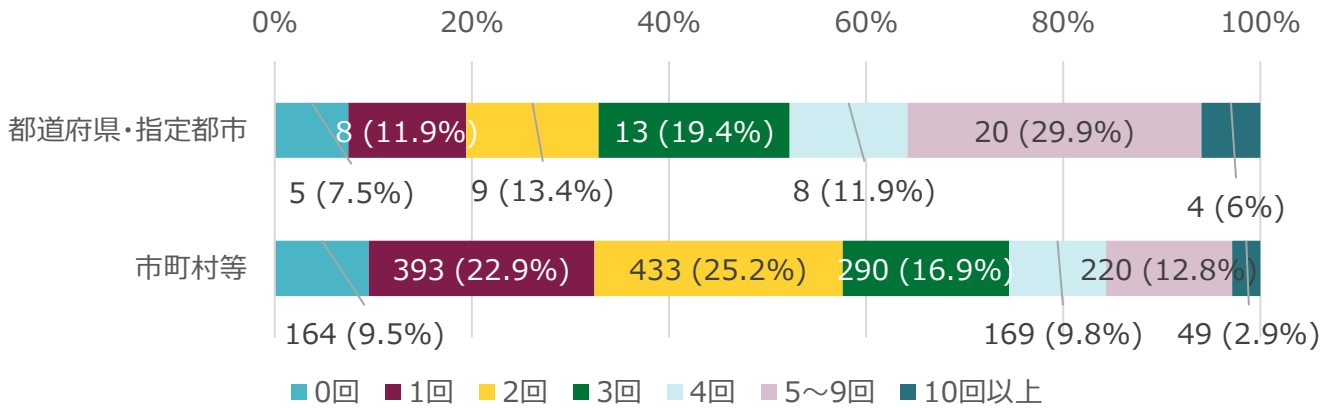
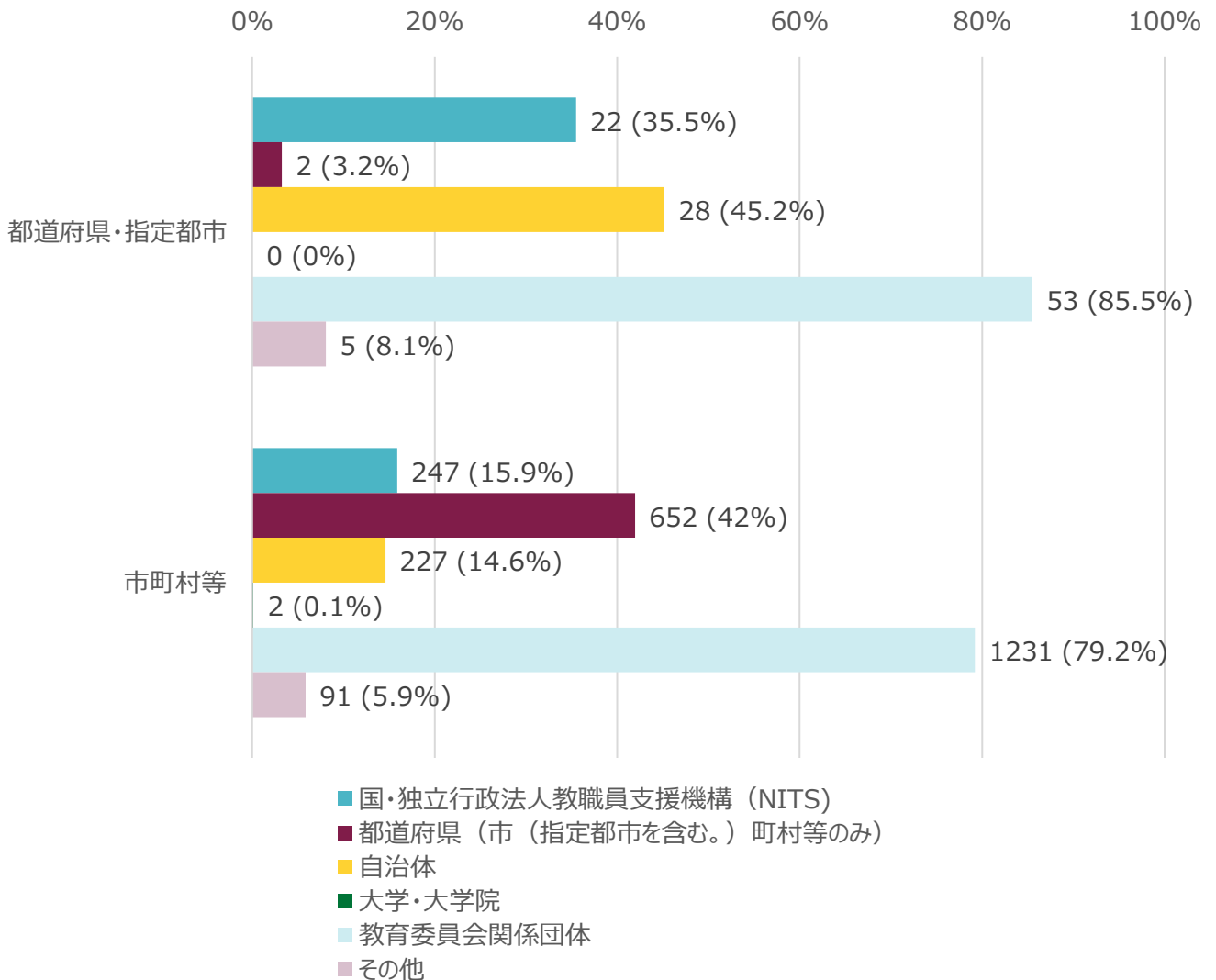


図22 教育委員が参加した研修等の主催者（複数回答）

※教育委員が1回以上研修に参加したと回答した自治体のみ
(回答数) 都道府県・指定都市：62、市町村等：1554



5. 教育委員会会議

①教育委員会会議の開催状況について

教育委員会制度は、教育行政の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映を趣旨としている。地方教育行政の一層の推進の観点からは、教育委員会がその制度趣旨を十分に踏まえ、会議の活性化を通じて適切な意思決定を行うことが重要である。

令和4年度間の教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の平均開催回数は、都道府県・指定都市で27.2回（令和3年度間：27.8回）、市町村等で15回（同：15.2回）である【図23】。また、市町村等における開催回数について、人口規模別に見ると、規模の大きい市町村等ほど開催回数が多い【図24】。

図23 教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

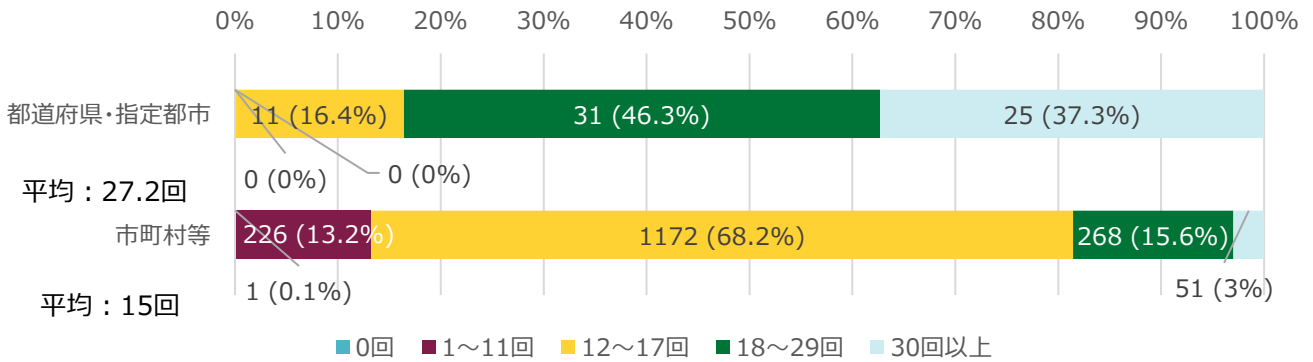
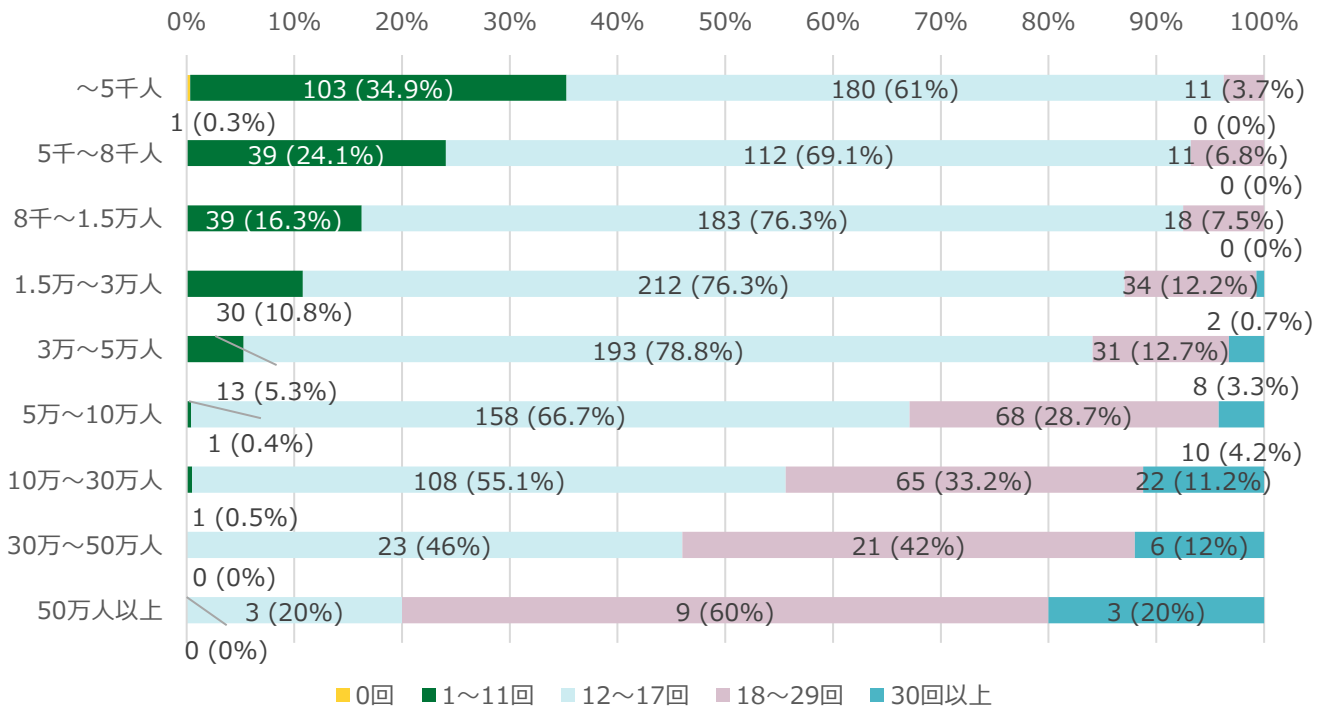


図24 【人口規模別（市町村等）】教育委員会会議（教育委員協議会等を含む。）の年間開催回数

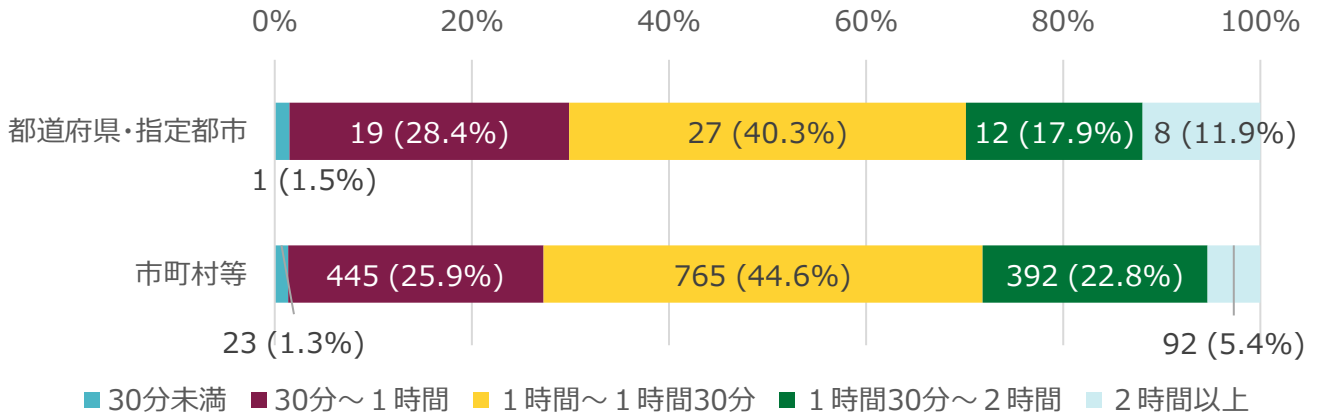
（回答数）市町村等：1718



※「教育委員協議会等」とは、教育委員会がその処理すべき事項について、調査・研究等を必要とする場合に定例会・臨時会とは別に開催するものを指す。

図25 教育委員会会議1回の平均開催時間

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1717



②教育委員会会議の公開について

教育委員会会議は原則公開とされている（地教行法第14条第7項）。教育委員会会議の年間傍聴者延べ人数は、都道府県・指定都市では平均37.9人（令和3年度間：40.4人）、市町村等では3.8人（同：3.8人）である【図26】。

また、地教行法第14条第9項では、教育長は、教育委員会会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないとされている。令和4年度間に教育委員会会議を開催した全ての自治体が議事録又は議事概要を作成しており【図28】、議事録等を公表している自治体は、都道府県・指定都市において100%（同：100%）、市町村等において73.8%（同：72.5%）となっている【図29】。

教育委員がより多くの地域住民との接点を持ち、教育行政に関する様々な意見やニーズを適時的確に把握する観点から、教育委員会から地域住民にアプローチする取組を行い、傍聴者数を増やす工夫も重要である。教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知している自治体は、都道府県・指定都市で100%（令和3年度間：100%）、市町村等で53.9%（同：50.5%）あるほか、傍聴者が多数入場できる大規模な会場で開催したり、移動（出張）教育委員会やそれに準ずるものを開催したりしている自治体も一定数存在する【図31】。

図26 教育委員会会議（定例会・臨時会）の傍聴者の年間延べ人数

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1717

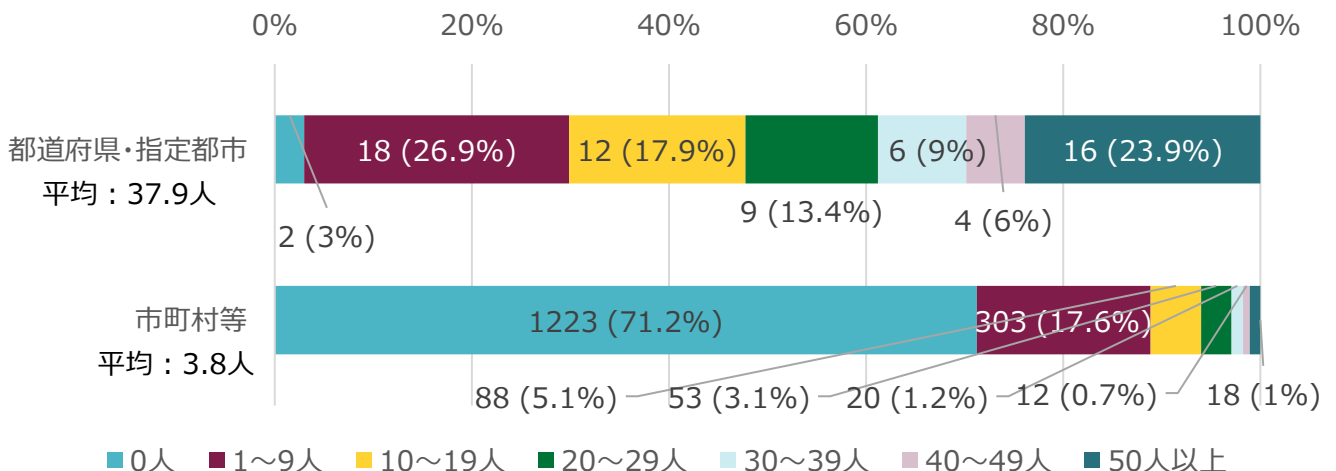


図27 【人口規模別（市町村等）】教育委員会会議（定例会・臨時会）の傍聴者の年間延べ人数

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）市町村等：1717

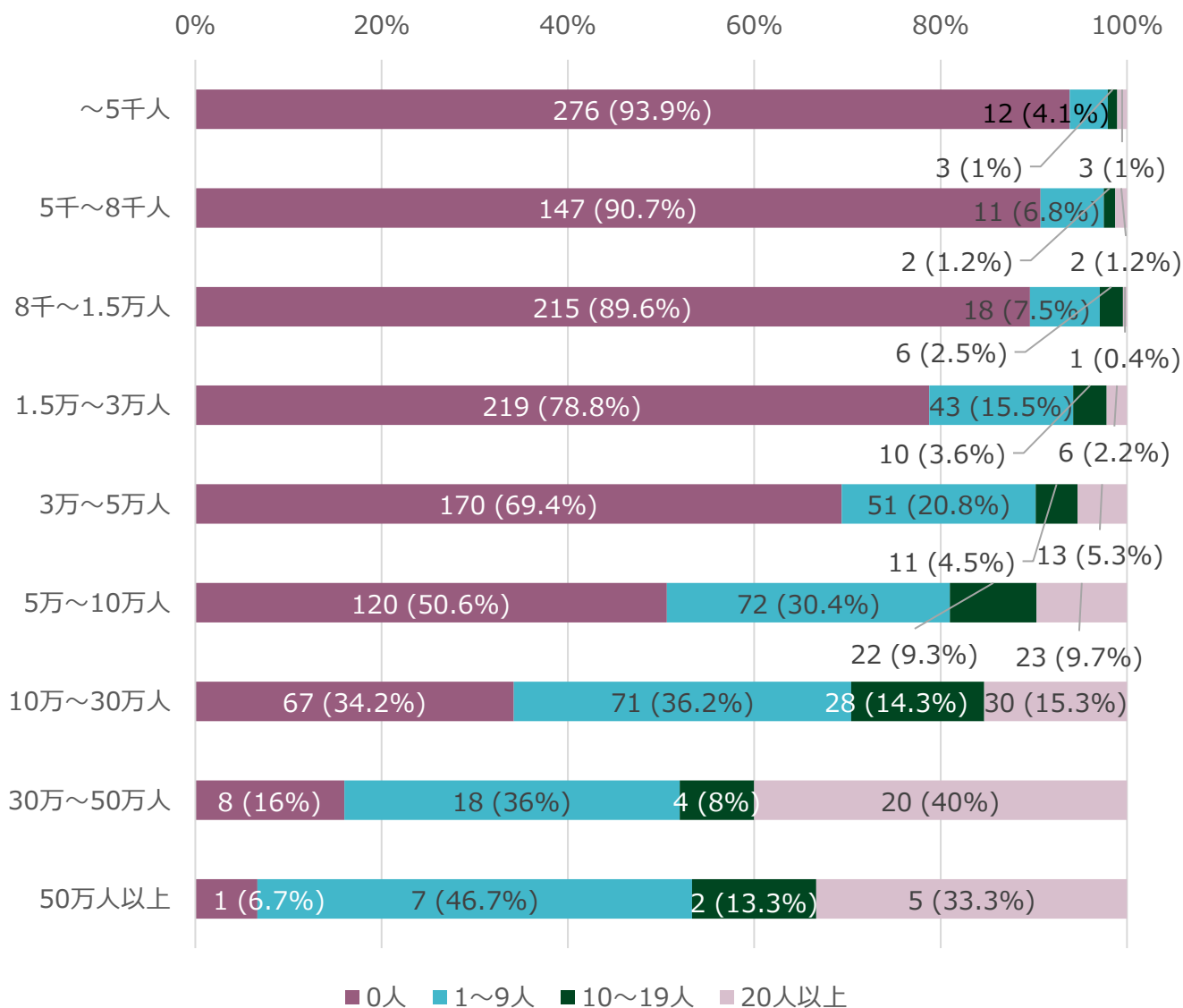


図28 議事録等の作成状況

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1717

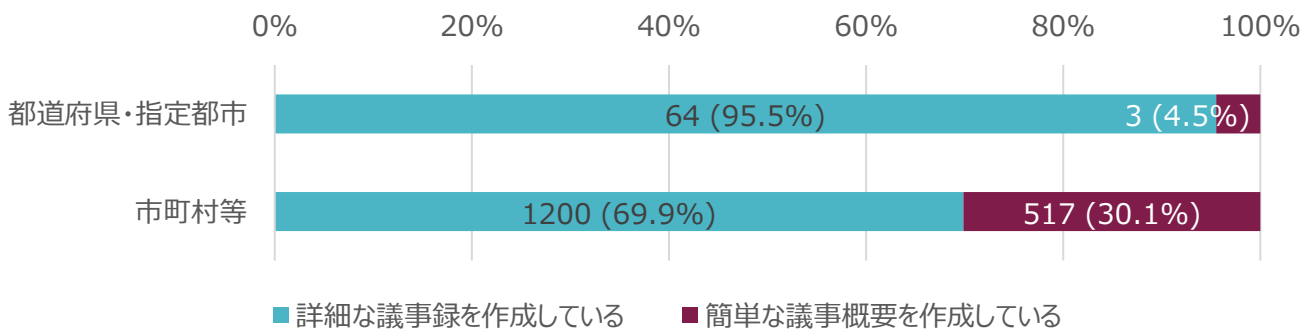


図29 議事録等の公表状況

※教育委員会会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1717

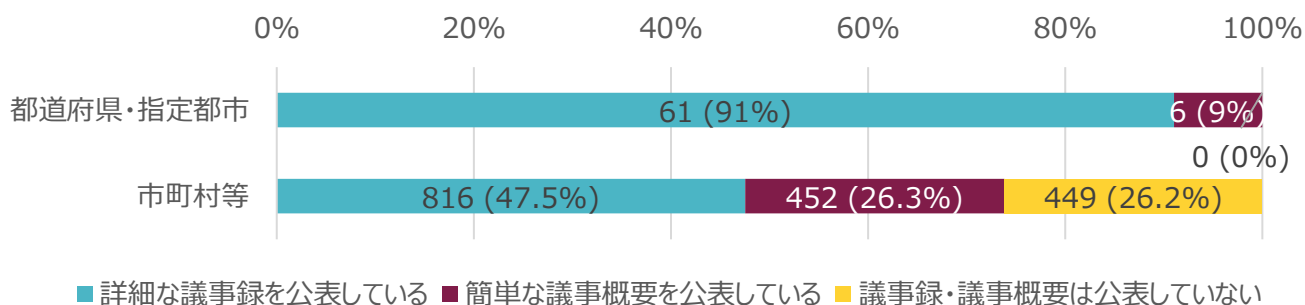


図30 議事録等の公表方法

※議事録等を公表した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1268

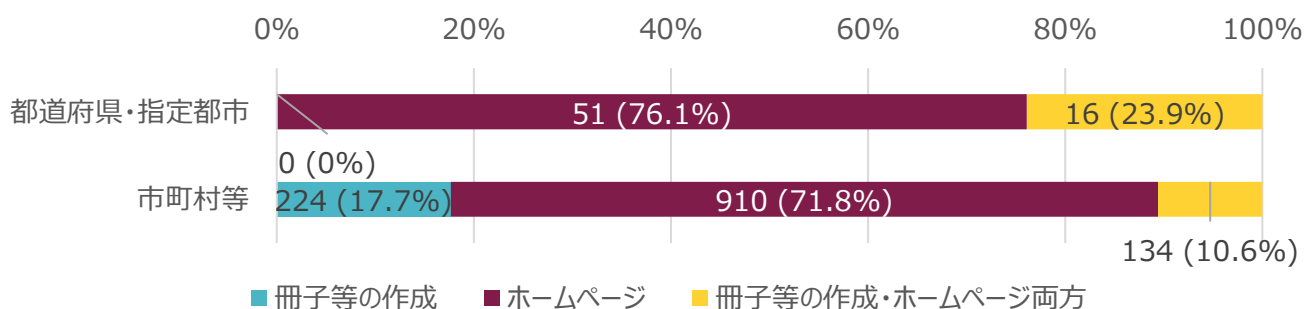
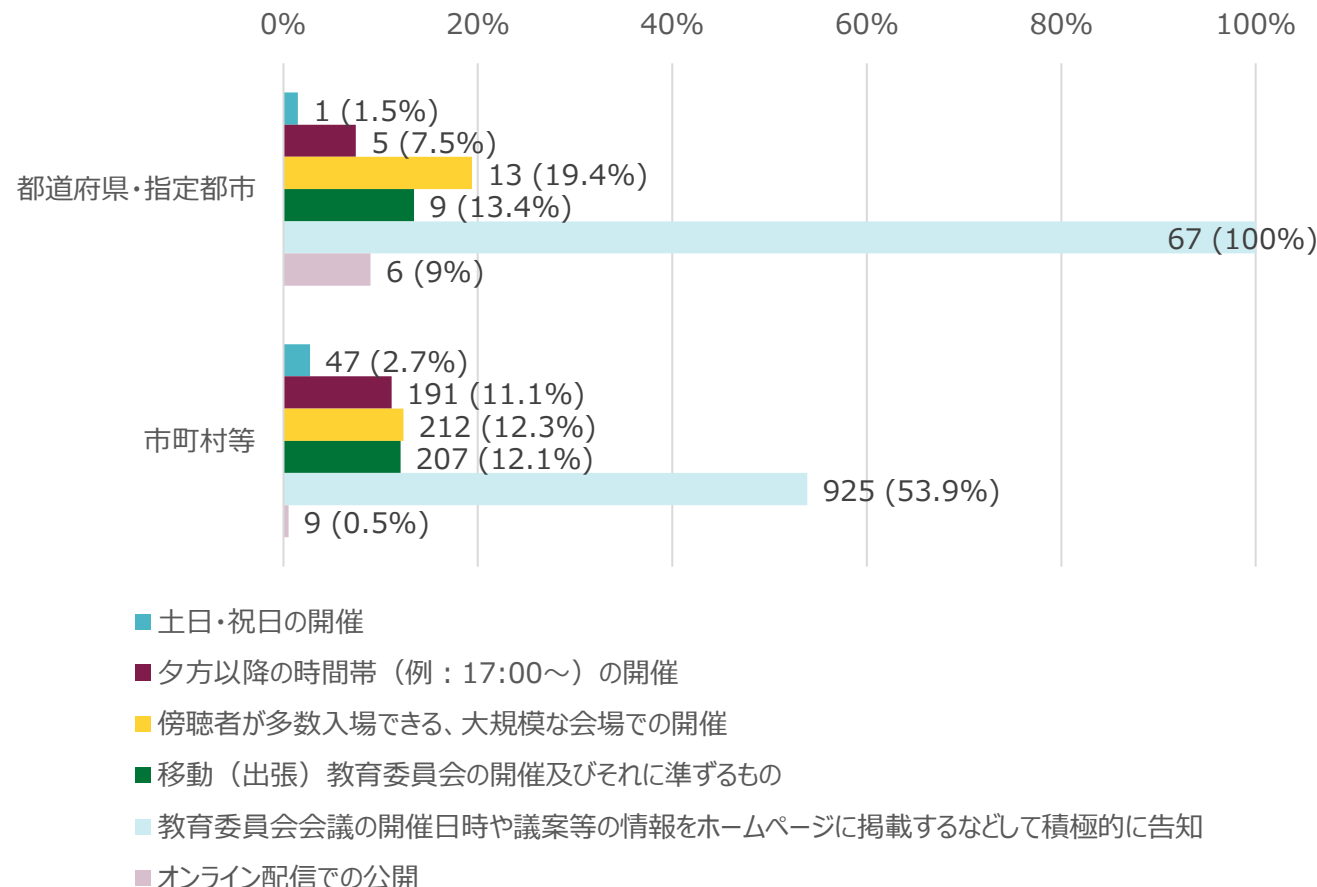


図31 教育委員会会議の公開に関する工夫 (複数回答)

※教育委員会会議を開催した自治体のみ (回答数) 都道府県：67、市町村等：1717



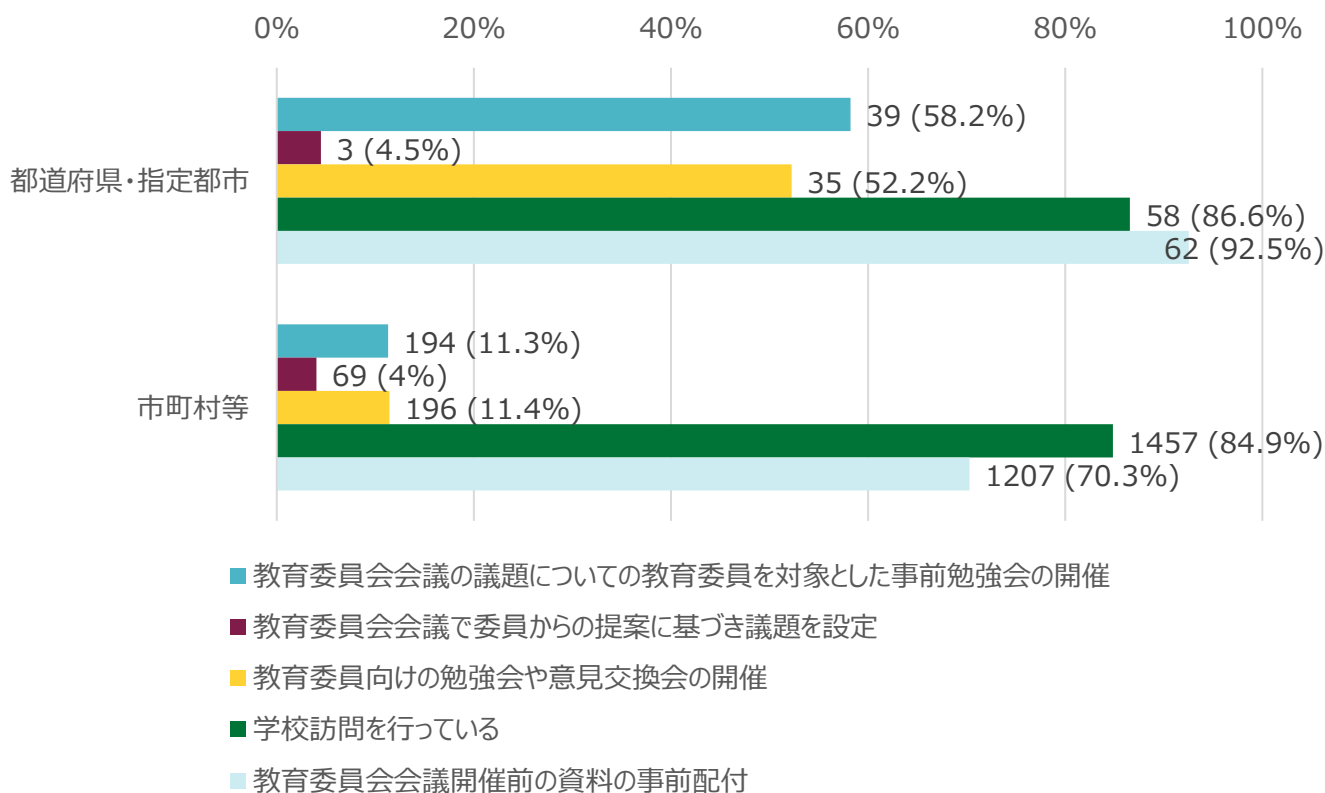
③教育委員会会議の議論を活発にするための取組について

教育委員会会議の議論を活発にする取組として、教育委員が主体的に会議に参加できる仕組みづくりが重要である。

教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催を行っている自治体は、都道府県・指定都市で58.2%（令和3年度間：65.7%）、市町村等で11.3%（同：11.2%）ある。また、委員からの提案に基づき議題を設定している自治体は、都道府県・指定都市で4.5%（同：4.5%）、市町村等で4%（同：5.1%）あり、教育委員による学校訪問を行っている自治体は、都道府県・指定都市で86.6%（同：82.1%）、市町村等で84.9%（同：79.6%）ある【図32】。

図32 教育委員会会議の議論を活発にするための工夫（複数回答）

※教育委員会会議を開催した自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1717



（その他の工夫）

- 年度当初に各教育委員の担当課を決め、担当課の業務に着目してもらう。
- 電子メールによる教育委員会事務局からの情報提供等、密な連絡体制の構築によって審議の活性化に努めている。
- 校園長会との意見交換を行っている。
- 事前に審議に関する質問票を送付している。
- すべての町立学校に訪問し、授業参観や学校長から直接「学校運営方針」の説明等を受けることにより、実態に則した審議の活性化を図っている。
- 議題に合わせて各種行事予定についても案内している。
- （都道府県の回答）市町村教育委員や公安委員会との意見交換会を実施している。

6. 教育委員会の活動状況についての点検・評価

①点検・評価の実施状況について

地教行法第26条第1項では、効果的な教育行政の推進と教育委員会が住民への説明責任を果たしていく趣旨から、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することを義務づけている。

令和4年度間において、**点検・評価を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%**（令和3年度間：100%）だが、**市町村等では96%**（同：94%）であり、68自治体が「行っていない」と回答している【表3】。

表3 点検・評価について、「行っていない」と回答した自治体（68自治体）

都道府県名	市町村等名
北海道(5)	中川町、むかわ町、浦河町、泊村、音威子府村
岩手県(2)	西和賀町、金ケ崎町
宮城県(2)	気仙沼市、大崎市
山形県(3)	川西町、小国町、戸沢村
福島県(8)	下郷町、只見町、古殿町、広野町、富岡町、大熊町、泉崎村、鮫川村
茨城県(1)	那珂市
千葉県(1)	君津市
東京都(1)	新島村
新潟県(3)	南魚沼市、刈羽村、粟島浦村
福井県(1)	永平寺町
山梨県(1)	丹波山村
長野県(10)	小海町、上松町、川上村、中川村、阿智村、売木村、泰阜村、豊丘村、王滝村、山形村
岐阜県(2)	関ヶ原町、池田町
愛知県(1)	弥富市
三重県(1)	明和町
滋賀県(1)	甲良町
京都府(1)	宇治田原町
奈良県(1)	下北山村
島根県(2)	吉賀町、海士町
岡山県(2)	勝央町、奈義町
広島県(1)	北広島町
福岡県(4)	みやま市、広川町、糸田町、赤村
佐賀県(1)	吉野ヶ里町
熊本県(4)	玉東町、和水町、南小国町、高森町
鹿児島県(2)	肝付町、伊仙町
沖縄県(7)	与那国町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村

②学識経験者等の知見の活用状況について

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが定められており（地教行法第26条第2項）、令和4年度間において、**学識経験者等の意見聴取を行っている自治体は、都道府県・指定都市では100%だが、市町村等では84.5%**である【図33】。

図33 学識経験者等の意見聴取

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650

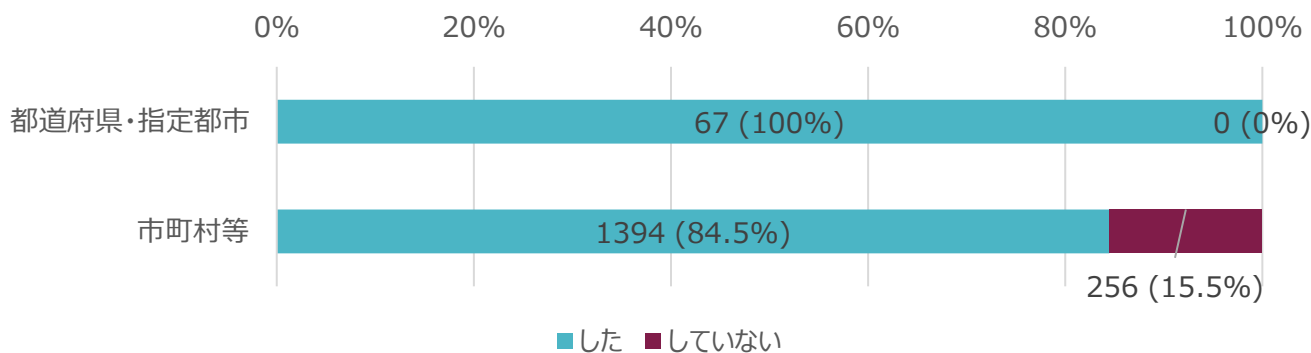


図34 知見を活用した学識経験者等（複数回答）

※学識経験者等から意見聴取を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1394

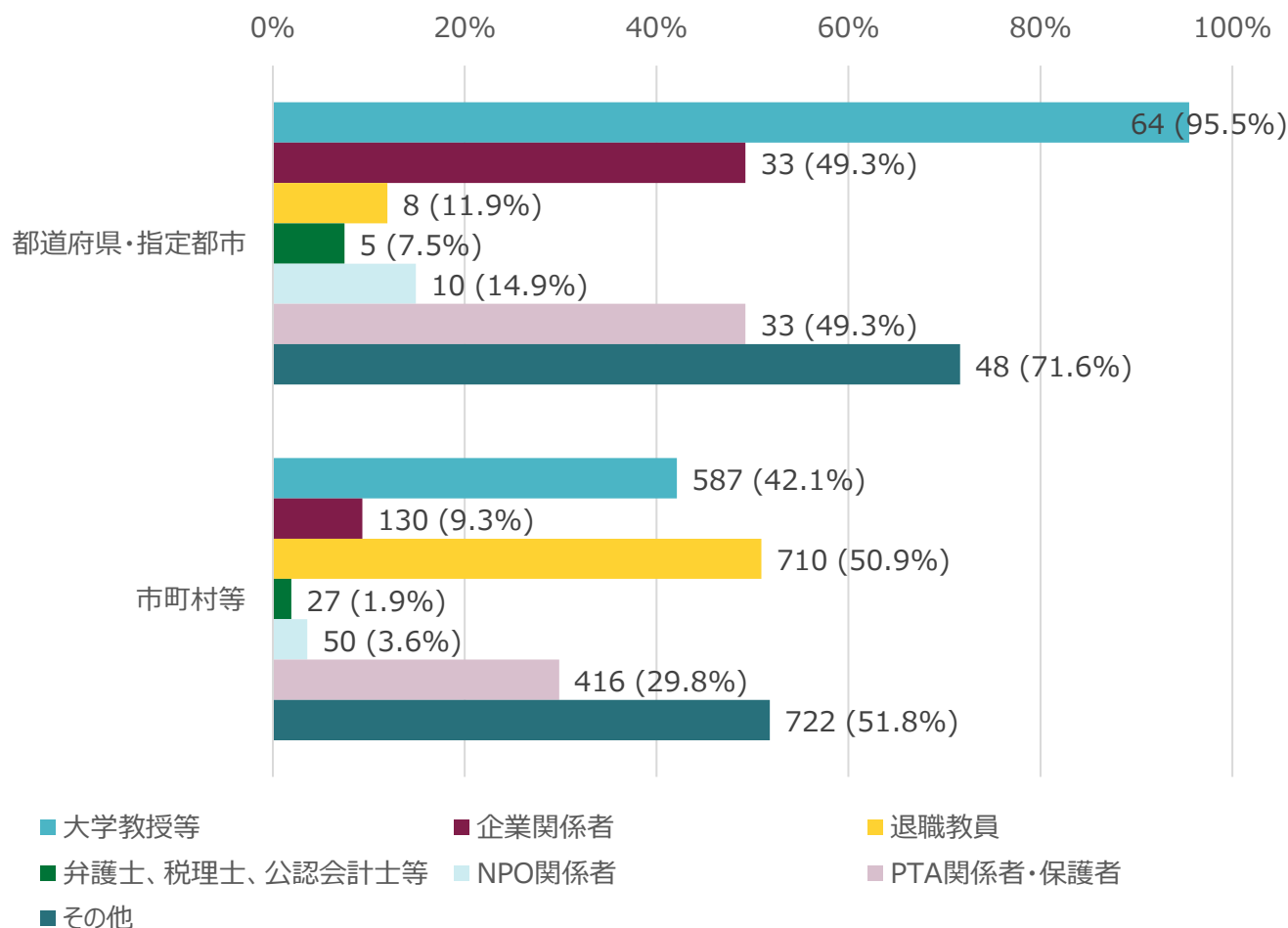
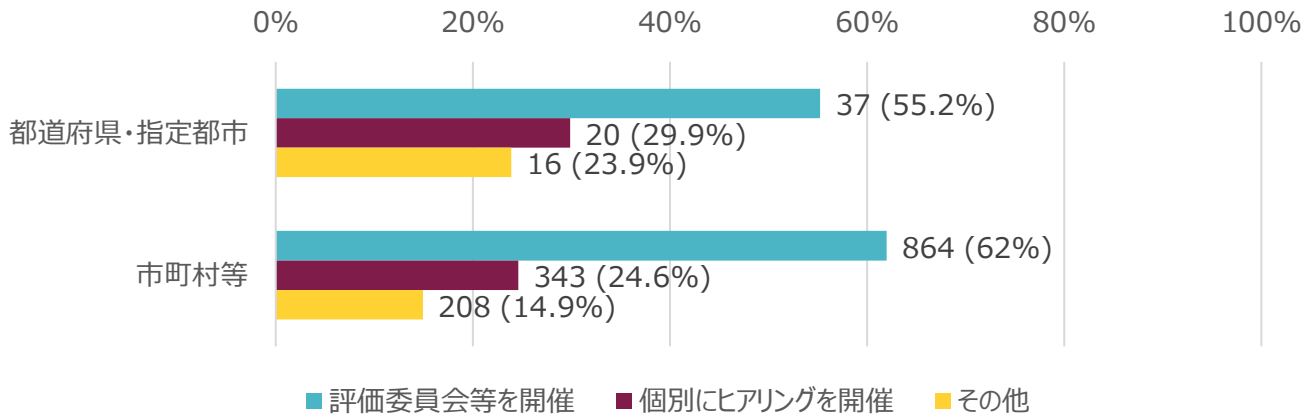


図35 学識経験者等からの意見聴取方法（複数回答）

※学識経験者等から意見聴取を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1394



③点検・評価の議会報告、公表状況について

点検・評価について議会の本会議や委員会等で説明した自治体は、都道府県・指定都市で44.8%（令和3年度間：52.2%）、市町村等で42.1%（同：42.8%）である【図36】。

図36 点検・評価の議会報告状況

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650

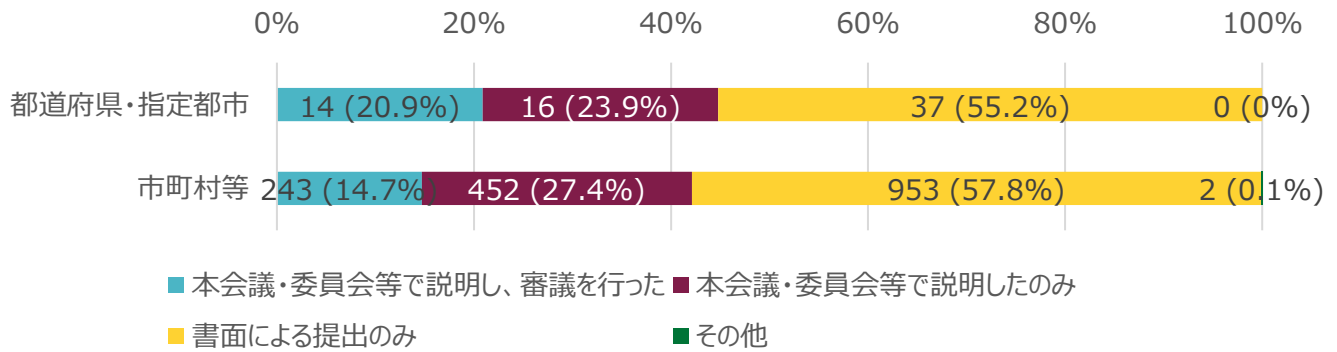
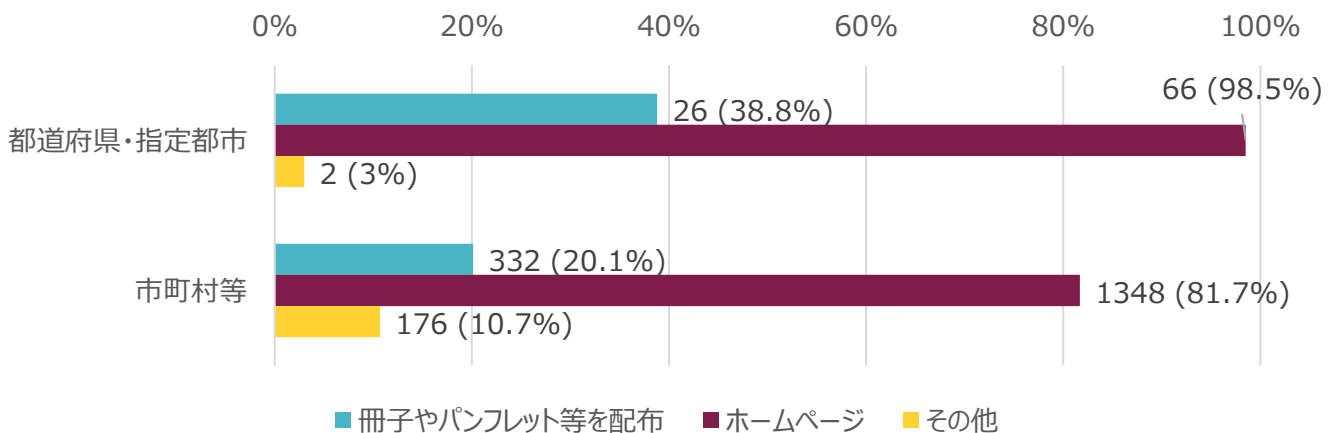


図37 点検・評価の公表方法

※点検・評価を行った自治体のみ（回答数）都道府県：67、市町村等：1650



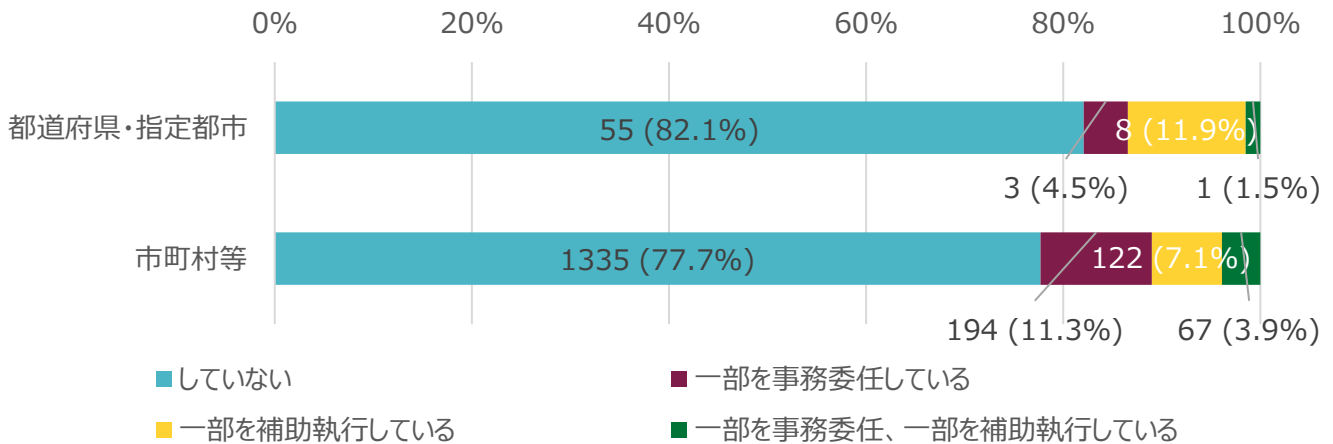
7. 教育委員会と首長との事務委任・補助執行

教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化していく中で、各学校における教育の充実や様々な課題を解決していくためには、教育委員会だけでは十分な対応が難しい場合もあり、教育委員会と首長との密接な連携を通じて、教育行政を他の行政分野と一体となって推進する必要性が高まっている。

事務委任や補助執行等によって、就学前に係る教育・保育等や学校を含む公共施設管理について一元的に施策を推進することも教育委員会と首長との連携に向けた方策として考えられ、**児童福祉・子育て支援に関する事務の首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行については、都道府県・指定都市で17.9%、市町村等で22.3%の自治体が行っている【図38】。**

① 首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行について

図38 児童福祉・子育て支援に関する事務の首長から教育委員会（事務局）への事務委任・補助執行
(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718



② 教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行について

図39 幼稚園に関する事務の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行
(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718

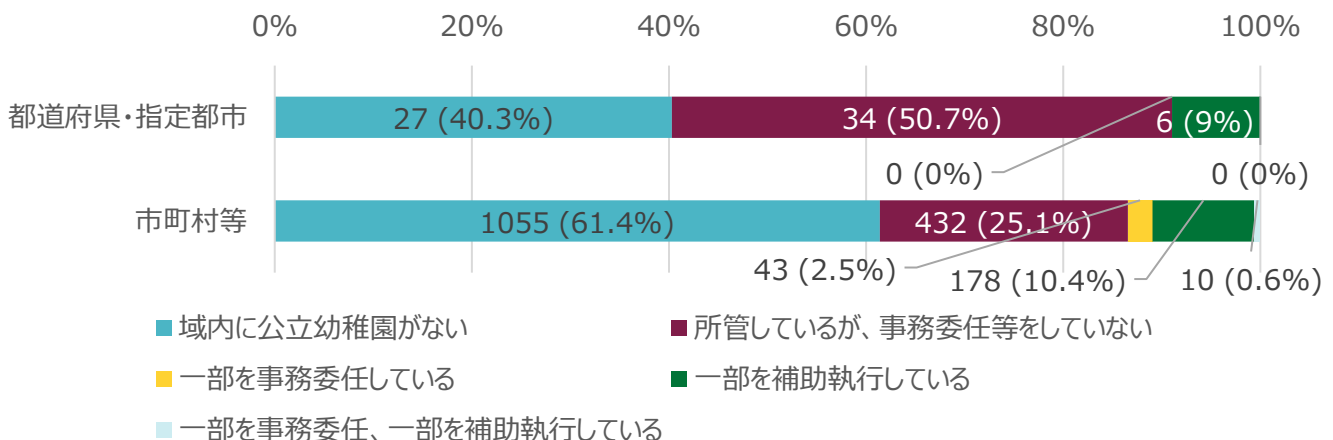


図40 学校施設管理に関する事務の教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行

(回答数) 都道府県：67、市町村等：1718

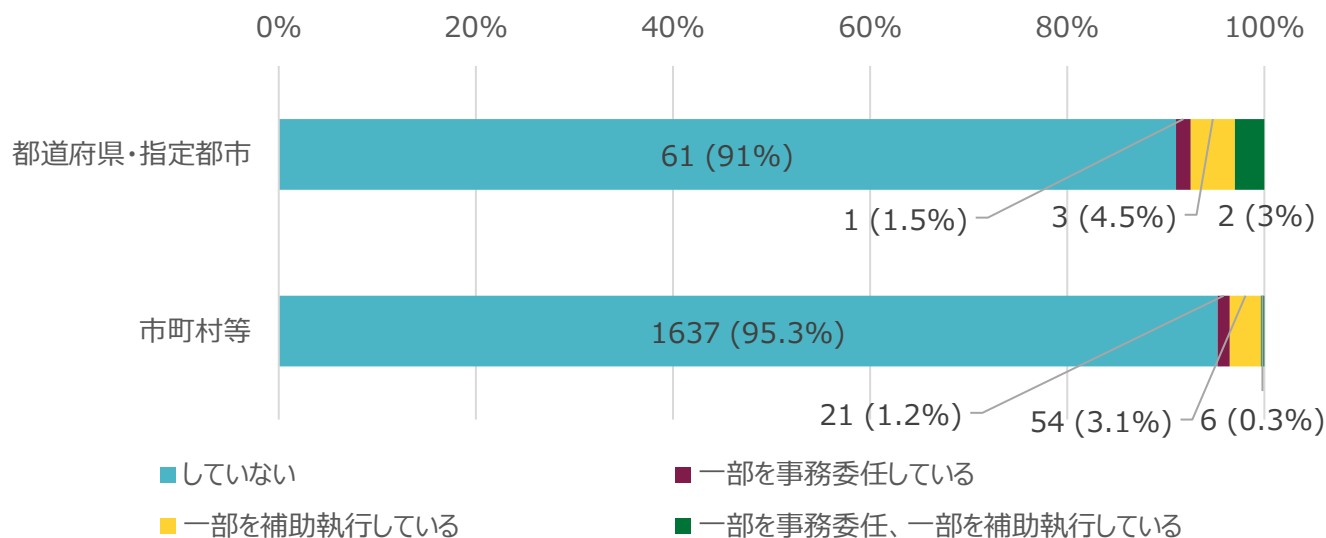
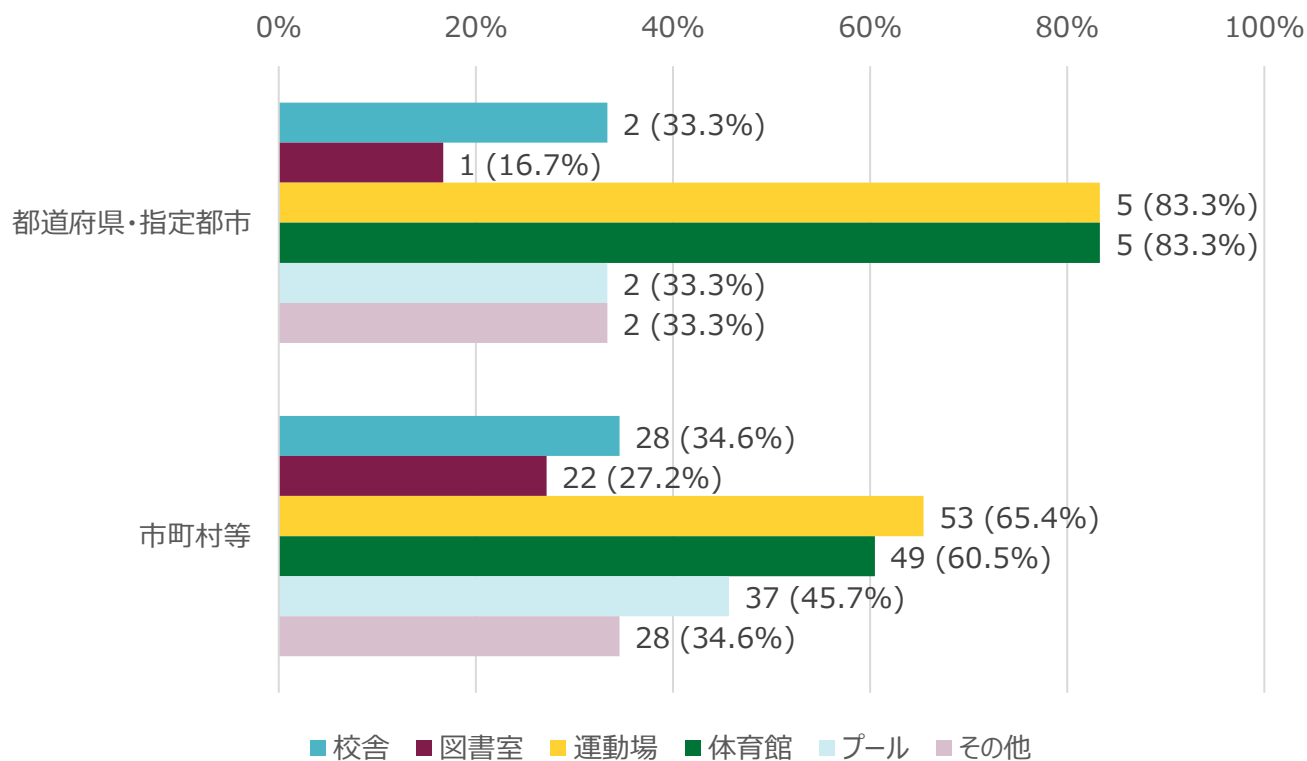


図41 事務委任・補助執行している学校施設の類型 (複数回答)

※学校施設を事務委任・補助執行していると回答した自治体のみ (回答数) 都道府県：6、市町村等：81



①指導主事の配置について

多様化・複雑化する教育課題や新たな教育への対応に直面する学校に対して、教育委員会は指導・助言を通じて適切に支援することが求められており、その中で、教科に係る専門性や授業に関する指導力等の能力を有する指導主事の役割が重要である。

指導主事が配置されていない市町村等は23.3%（令和3年度間：22.9%）あり【図42】、**小規模自治体ほど配置されていない割合が大きい**【図43】。

また、指導主事に係る体制整備に課題を有する自治体については、指導主事発令等を受けていないものの、校長経験者等の教育に関する識見や学校教育に関して専門的な知見等を有する者を、指導主事に準ずる者として、指導主事と類似の事務に従事させることも有効であると考えられる。**指導主事が配置されていない市町村等のうち、34%**（同：36.1%）**で指導主事に準ずる者が配置されている**【図45】。

図42 指導主事の配置

（回答数）都道府県：67、市町村等：1718

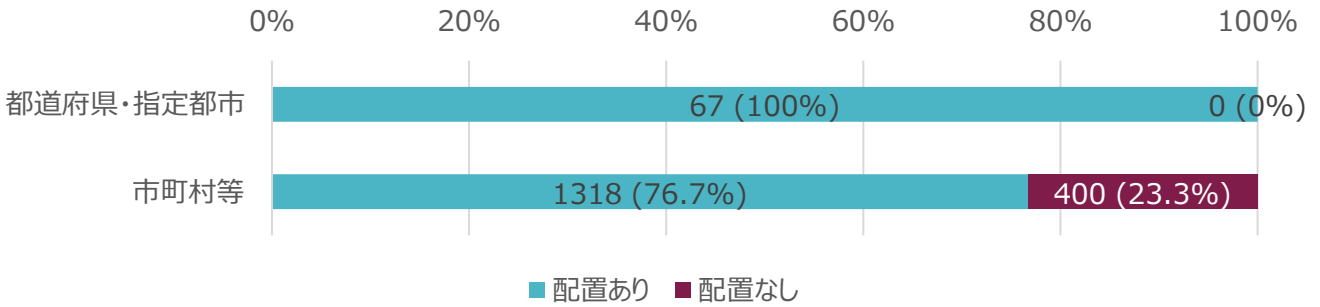


図43 【人口規模別（市町村等）】指導主事の配置

（回答数）市町村等：1718

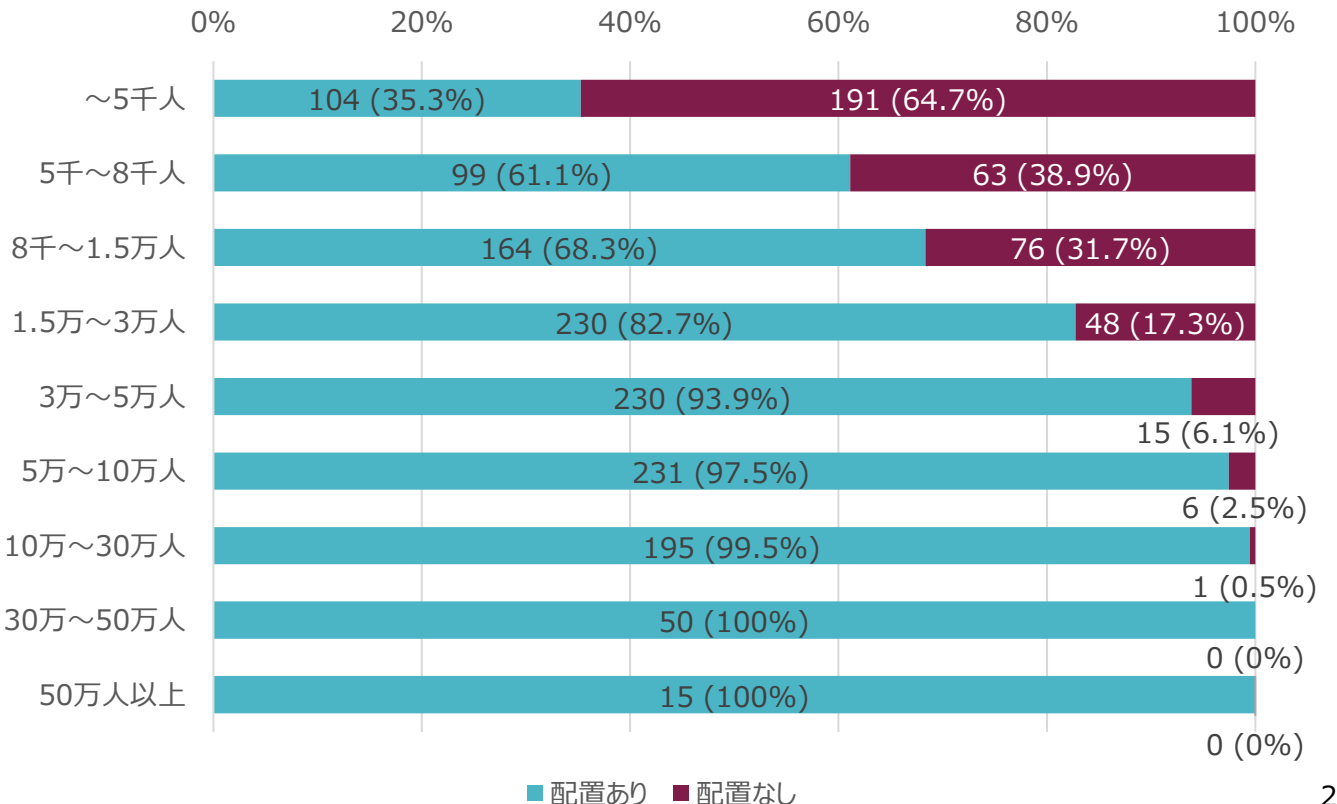


図44 指導主事に準ずる者の配置

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

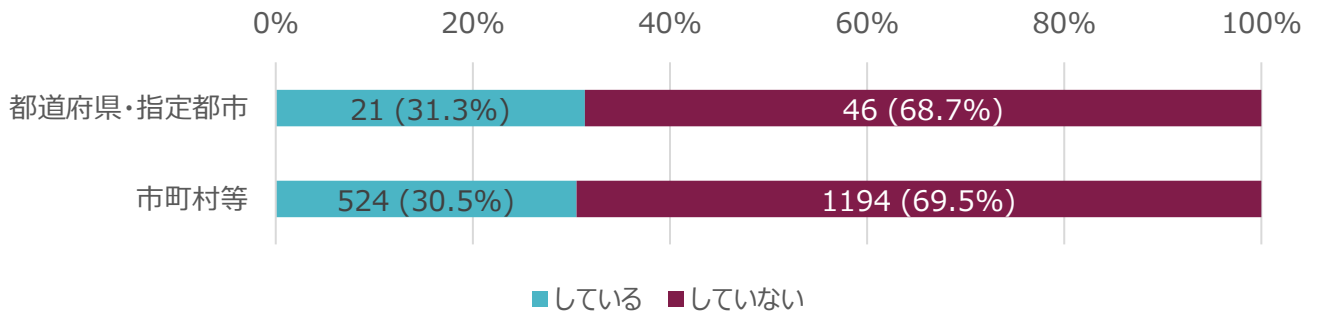


図45 【指導主事の配置有無別（市町村等）】指導主事に準ずる者の配置

(回答数) 市町村等：1718

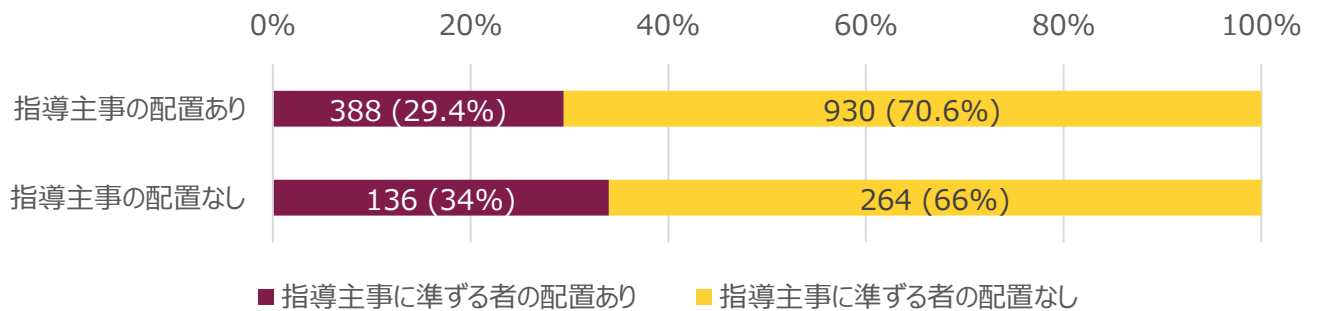
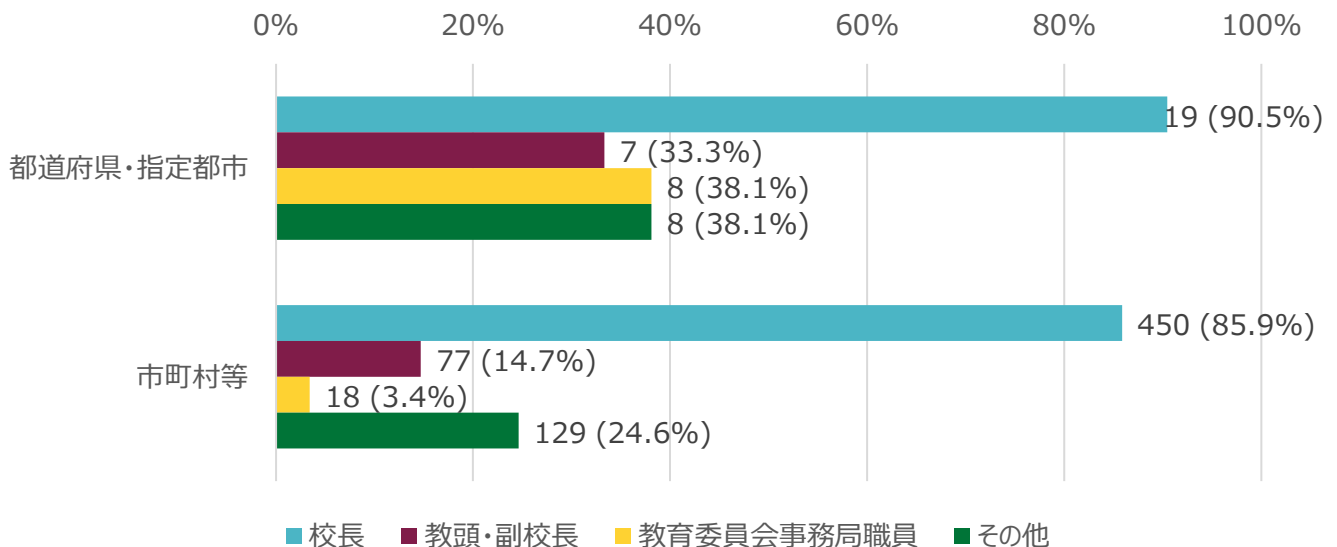


図46 指導主事に準ずる者の前職（複数回答）

※指導主事に準ずる者を配置している自治体のみ (回答数) 都道府県：21、市町村等：524

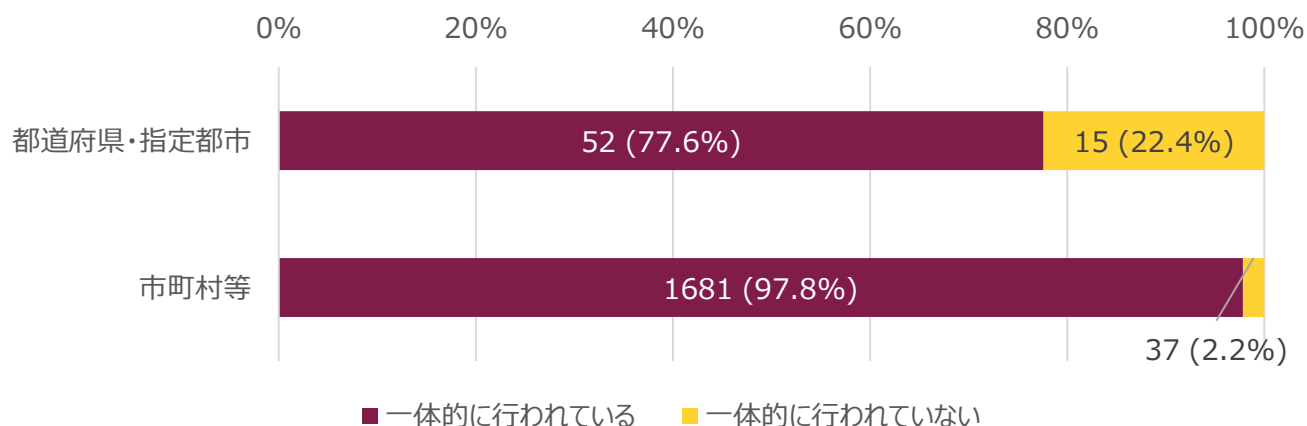


※「指導主事に準ずる者」とは、雇用形態等の関係で指導主事には該当しない、または、指導主事発令を受けていないが、指導主事と類似の事務に従事する者を指す（会計年度任用職員等の非常勤の職員を含む）。

②教育委員会事務局職員の人事について

図47 教育委員会事務局と首長部局の一体的な人事異動

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



③教育行政職の採用について

一部の自治体では、教育委員会事務局職員について、首長部局の職員と一体的に採用するのではなく、教育行政に特化した職種（教育行政職）を設け、教育委員会事務局を中心とした人材育成を行っている。教育行政職を設けることで、行政運営能力と教育に係る専門性の双方を併せ持った職員を養成できることが考えられ、**都道府県・指定都市では19.4%、市町村等では0.9%が教育行政職採用を実施している【図48】。**

また、特定の知見・専門性を有するスペシャリストとしての役割を求めて採用を行った自治体では、**情報通信技術や教育法務等の知見・専門性を期待して教育行政職を採用している。**

図48 教育行政職採用

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

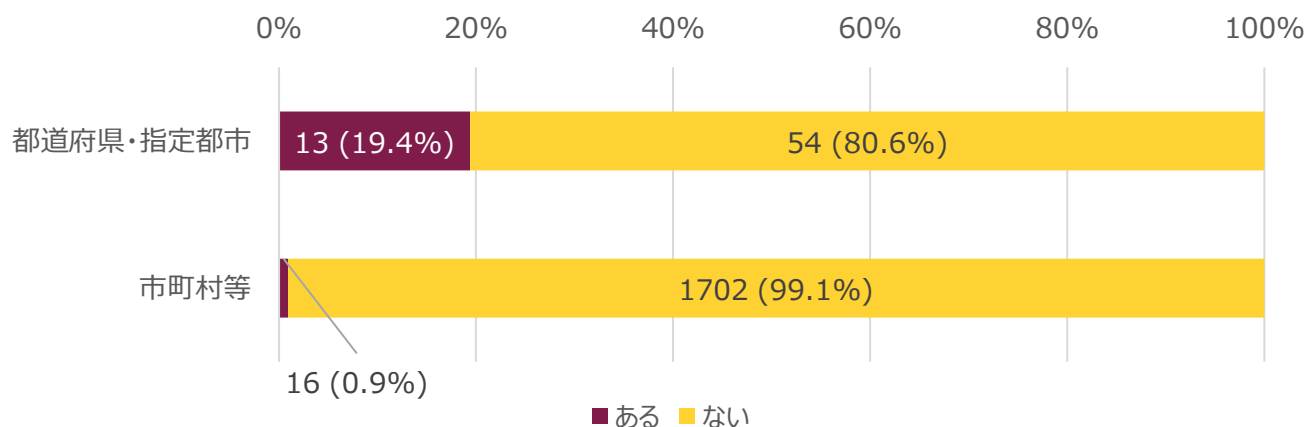
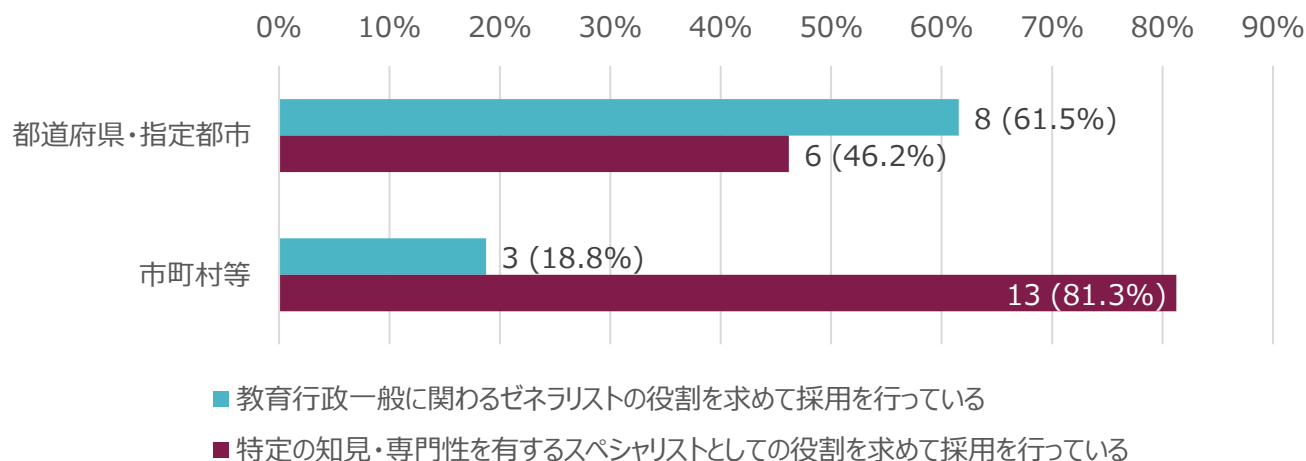


図49 教育行政職採用に求める役割（複数回答）

※教育行政職採用があると回答した自治体のみ（回答数） 都道府県・指定都市：13、市町村等：16



（教育行政職職員に期待している知見・専門性の例）

情報通信技術、教育法務、臨床心理、社会教育、埋蔵文化財、自然・野生動物保護

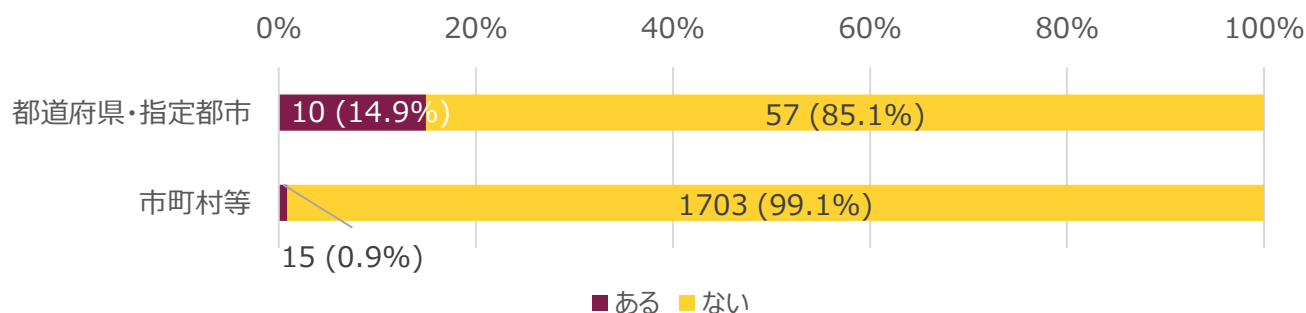
④外部人材の登用について

外部人材は、一般に、教育委員会事務局職員にはない知見や専門性、ネットワークを有し、組織に変革をもたらす存在であり、外部人材を登用することで、教育委員会事務局の活性化に資すると考えられる。

他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度を採っている自治体は、都道府県・指定都市では、14.9%、市町村等では0.9%あり【図50】、実際に外部人材に期待している知見・専門性としては、情報通信技術や教育法務等が挙げられる。

図50 他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員として外部人材を登用する制度

（回答数） 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



（非常勤外部人材に期待している知見・専門性の例）

情報通信技術、教育法務、臨床心理、医療、ブックディレクター、スポーツインストラクター、まちづくり

9. 都道府県による市町村等支援（都道府県のみ対象）

① 指導主事に係る支援について

少子高齢化や過疎化が進行する中で、指導主事を配置することが困難な自治体や十分な職員数の確保が難しい自治体が多く存在する実態を踏まえると、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、都道府県による小規模自治体への支援は必要不可欠である。

都道府県による市町村等への指導主事に係る支援については、**財政的な配置支援を行っている都道府県は21.3%**（令和3年度間：17%）、**指導主事の配置がない若しくは十分でない市町村等への支援を行っている都道府県は70.2%**ある【図51】。

図51 都道府県による市町村等への指導主事に係る支援

（回答数）都道府県：47

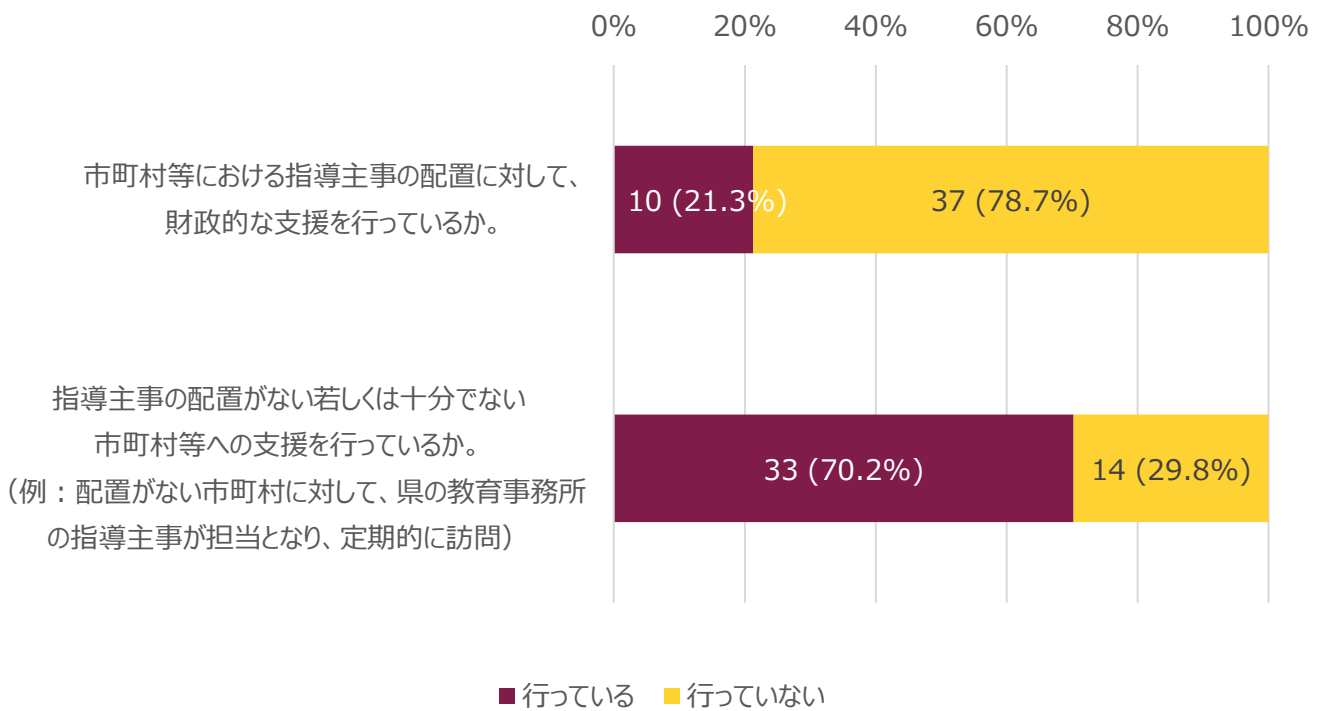


図52 市町村等への指導主事による訪問の実施

（回答数）都道府県：47

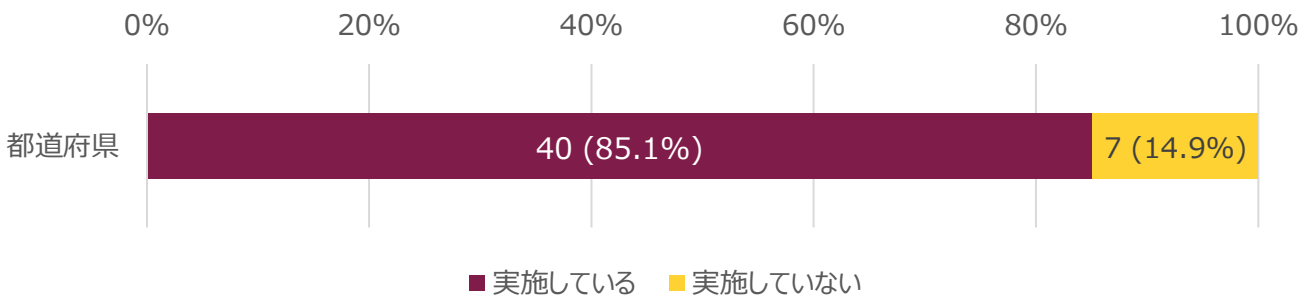


図53 市町村等への指導主事による定期訪問の実施

※市町村等を支援するために指導主事が訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：40

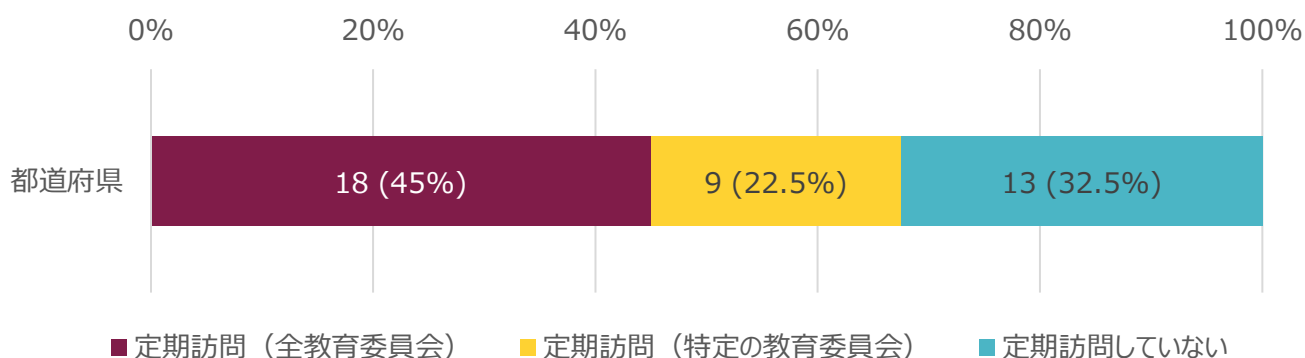


図54 市町村等への指導主事による定期訪問の頻度

※市町村等への指導主事による定期訪問を実施していると回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：27

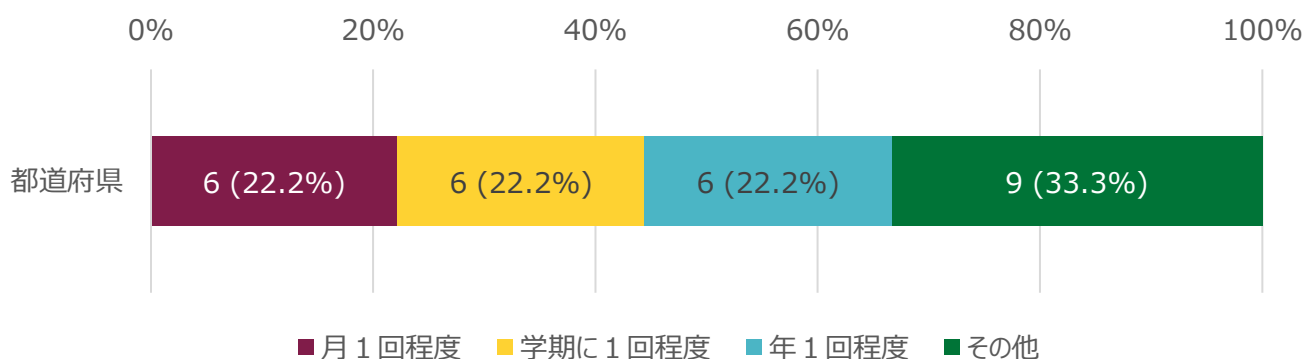


図55 市町村等への指導主事による要請を受けての訪問の実施

※市町村等を支援するために指導主事が訪問を行っているとは回答した都道府県のみ（回答数）都道府県：40

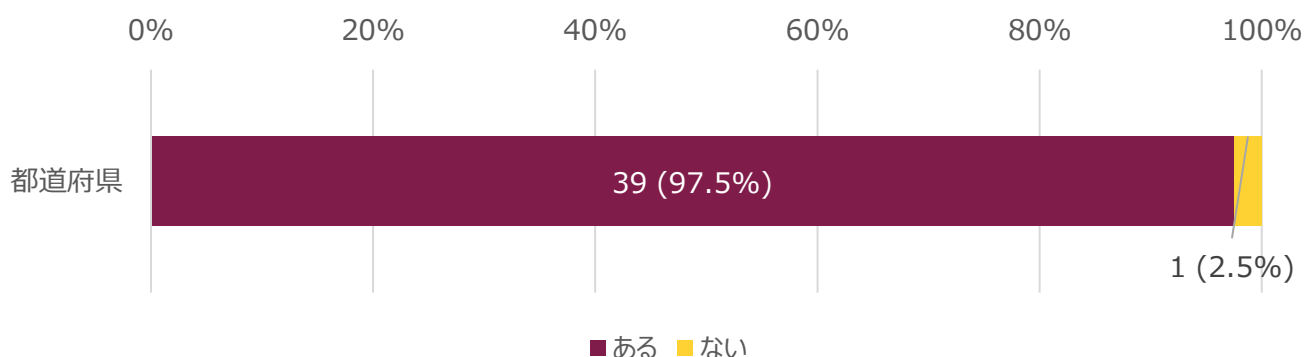
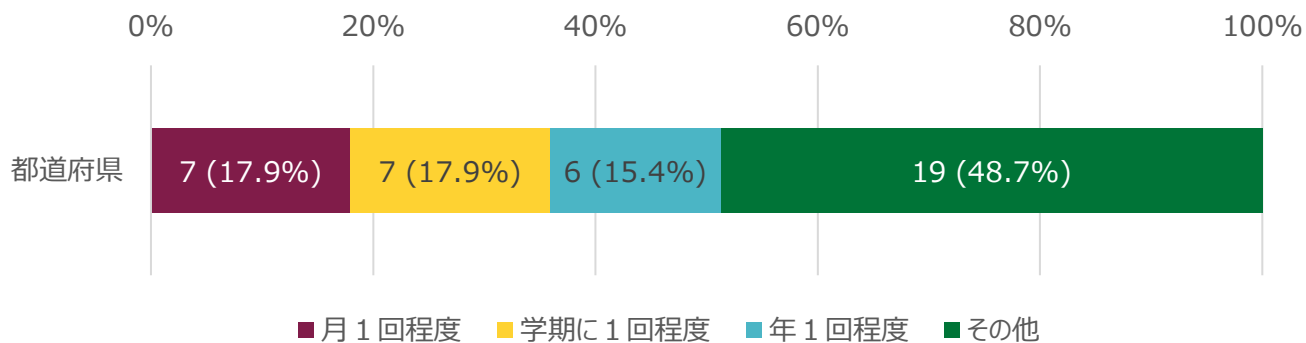


図56 市町村等への指導主事による要請を受けての訪問の頻度

※市町村等への指導主事による要請を受けての訪問を実施していると回答した都道府県のみ
(回答数) 都道府県：39

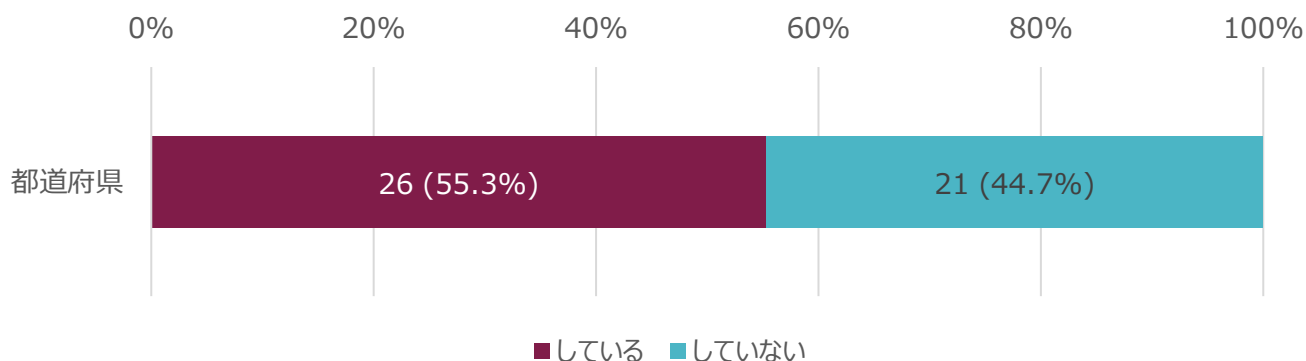


②市町村教育委員会間の広域連携の促進について

国・都道府県は、市町村の教育行政の体制の整備・充実に資するため、必要な助言・援助を行うよう努めなければならないとされている（地教行法第55条の2第2項）。都道府県教育委員会には、各市町村における教育の状況等を踏まえ、協議会の設置や指導主事の共同設置等の各市町村教育委員会間の広域連携を積極的に促していく役割が期待される。

域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組を実施している都道府県は55.3%ある【図57】。

図57 域内の市町村教育委員会間の、教育行政事務に係る広域連携を促進するための取組の実施
(回答数) 都道府県：47



(取組例)

- 都道府県教委から割愛採用されている指導主事の共同設置
- 教職員研修の共同実施の支援
- 統合型校務支援システムの共同調達
- 授業支援アプリケーションライセンスの共同購入
- デジタル基盤等の共同運用
- ICT教育推進研究協議会の運営
- 市町村と県による協働電子図書館の導入・運営

10. 市町村等間の事務の共同実施（市町村等のみ対象）

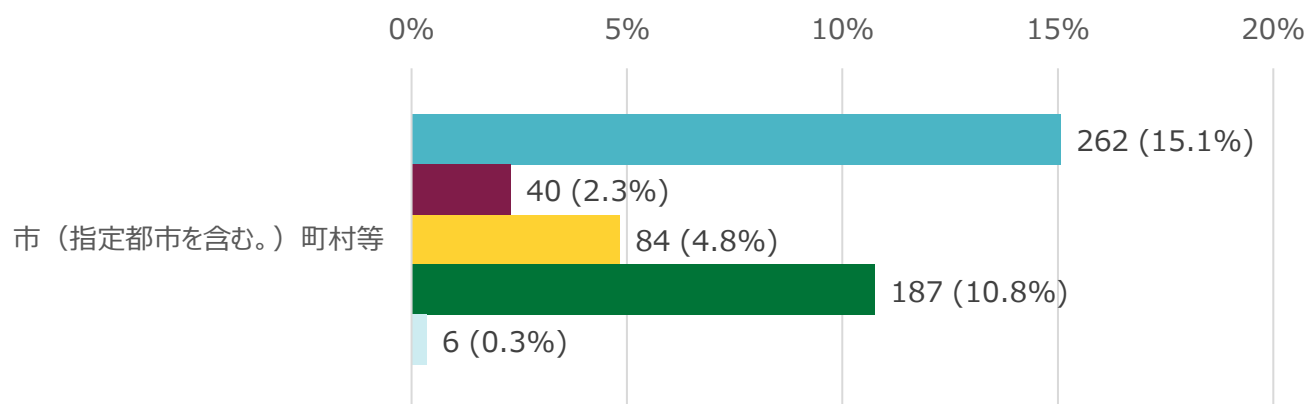
①事務の共同実施状況について

市町村は、近隣の市町村との連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2第1項）、特に小規模自治体においては、広域連携に関する諸制度を通じて、自治体同士が互いに協働・連携して、教育行政に係る事務を共同で実施する体制を構築することが有効である。

広域連携に係る制度ごとの事務の共同実施を行っている市町村等の割合は【図58】のとおりである。

図58 市（指定都市を含む。）町村等における事務の共同実施状況（複数回答）

（回答数）指定都市・市町村等：1738



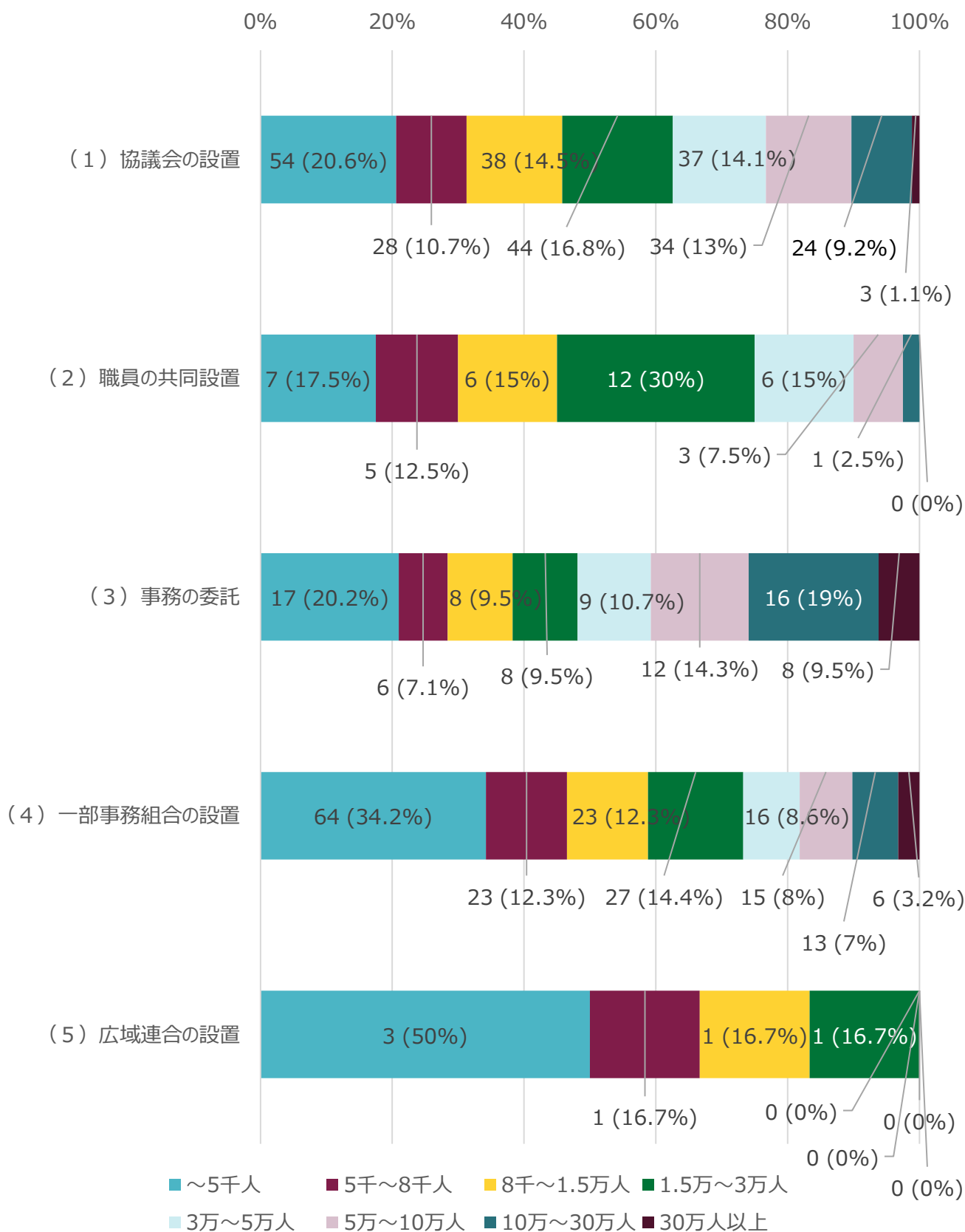
- (1) 地方自治法第252条の2の2に基づき、近隣地方公共団体と協議会を設置
- (2) 地方自治法第252条の7に基づき、職員を共同で設置
- (3) 地方自治法第252条の14に基づき、近隣地方公共団体に事務を委託
- (4) 地方自治法第284条に基づき、一部事務組合を設置
- (5) 地方自治法第284条に基づき、広域連合を設置

表4 共同実施事務の主な具体例

広域連携制度	事務の具体例
(1) 協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教育長・教育委員の研修に関する事務の共同実施 • 教員研修に関する事務の共同実施
(2) 職員の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> • 指導主事の共同設置
(3) 事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> • 就学事務に関する事務の委託（区域外就学に関すること） • 学校給食に関する事務の委託
(4) 一部事務組合の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教員研修に関する事務 • 学校給食に関する事務 • 学校の設置管理に関する事務
(5) 広域連合の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会の権限に属する事務の全部 • 学校給食に関する事務

図59 【広域連携制度別（市町村等）】共同実施を実施する人口規模別割合

(回答数) (1) : 262、(2) : 40、(3) : 84、(4) : 187、(5) : 6



① 学校裁量予算に係る取組状況について

各学校が、様々な教育課題を柔軟に受け止めるためには、各学校において、自主性・自律性を発揮し、学校の実態や地域の状況等に応じた柔軟な学校運営を行うことが重要であり、そのために、教育委員会は各学校の裁量を明確にし、また、各学校の状況を踏まえつつ、各学校の裁量の拡大を図ることが考えられる。

総額裁量予算制度（学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される、あるいは、予算項目を定めて学校に配当され、学校が事業計画に基づき予算総額の範囲内で各項目への再配分ができる制度）を導入している教育委員会は、**都道府県・指定都市で41.8%**（令和2年度間：40.3%）、**市町村等で12.7%**（同：10.7%）である【図60】。

また、近年、各学校が自治体の予算に加え、外部資金を活用して、柔軟な教育課程の編成・実施等の意欲的な取組を行う自治体も見られるところであり、**学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組を実施している自治体は都道府県・指定都市で46.3%、市町村等で20.5%**ある【図61】。

図60 学校裁量予算に係る取組状況（複数回答）

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

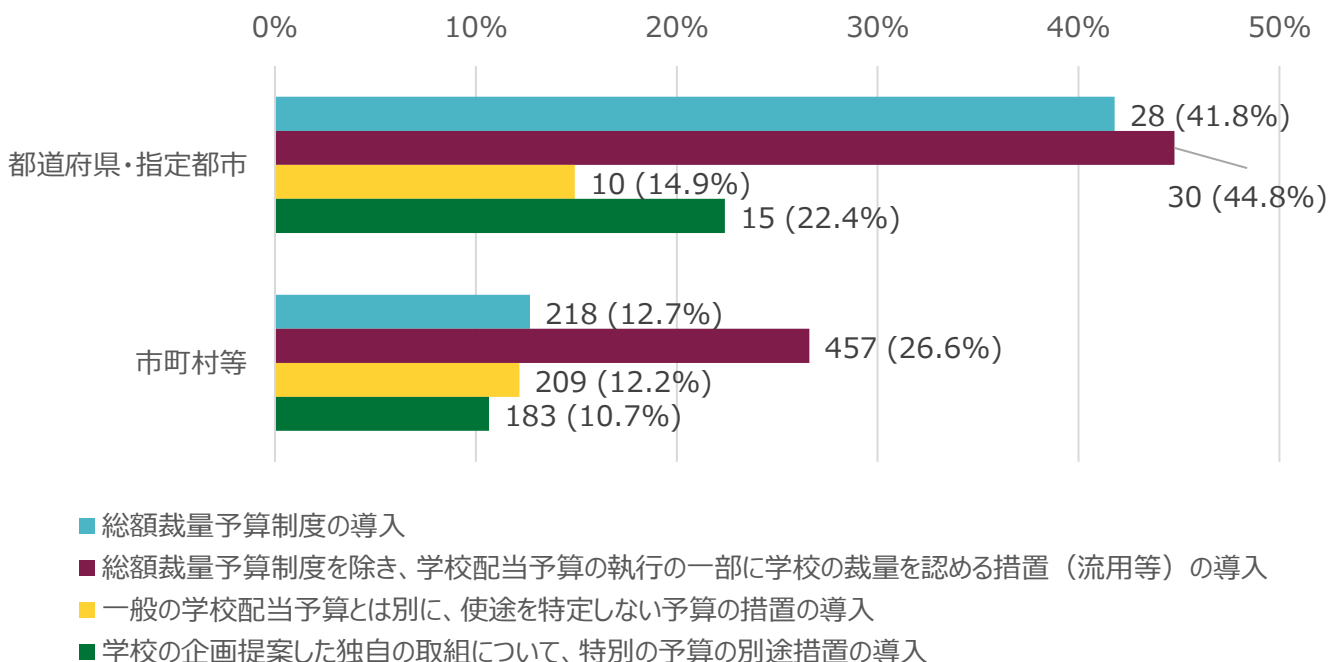


図61 学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組の実施

（回答数）都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

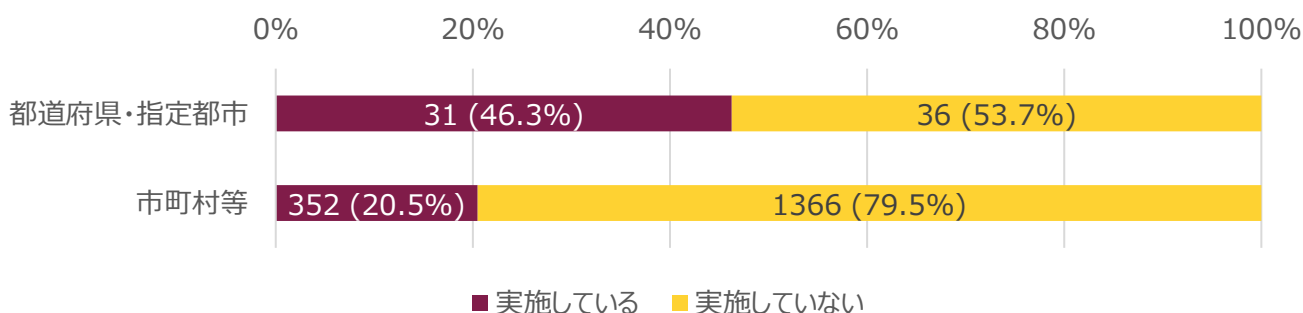
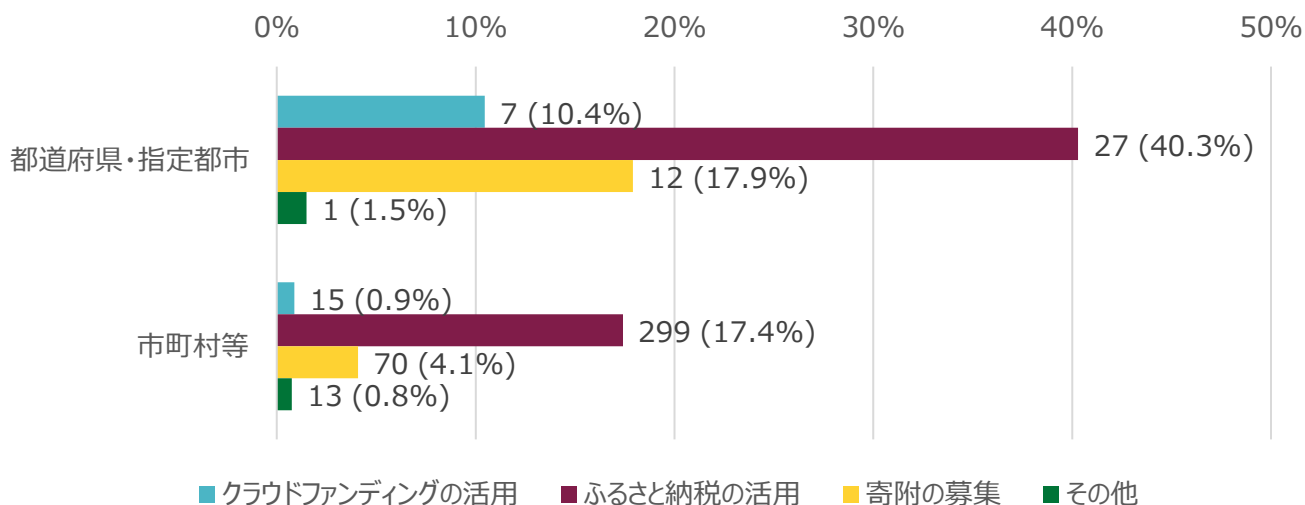


図62 学校予算拡充のための外部資金獲得に関する取組状況

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718

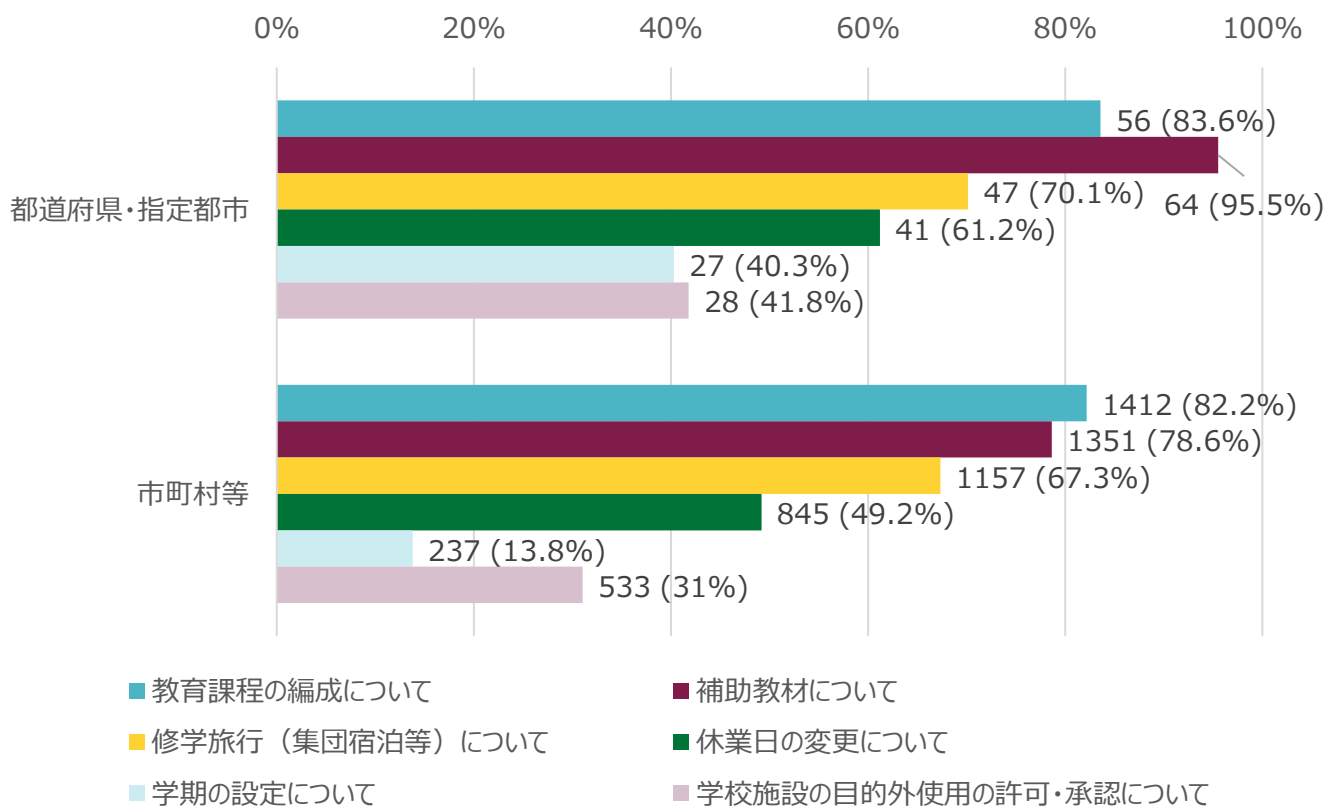


②学校管理規則について

学校管理規則において、各学校が様々な教育活動を行う際に、教育委員会の承認を必要としない自治体の割合は【図63】のとおりである。

図63 学校の各種取組について、学校管理規則上、教育委員会の承認を必要としない自治体数

(回答数) 都道府県・指定都市：67、市町村等：1718



第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～
(令和2年12月25日閣議決定) [抜粋]

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

【基本認識】

- 女性も男性も、持続可能な働き方を実践するとともに仕事以外に個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。そのため、女性と男性が共に働き方・暮らし方の変革を進めていくことが求められている。
- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.1%である一方、「平等」と回答した者の割合は21.2%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられる。
- このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在する。国民の意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人一人が、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながる。男性にとっては、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家庭や地域などの生活の場に積極的に関わることができると考えられる。
- したがって、男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。あわせて、社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない。
- 家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとすることが重要である。また、子供に関する取組を行うに当たっては子供の最善の利益に配慮する必要がある。
- 以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識

改革と理解の促進を図る。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面50% (2025年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5%（早期）、 更に30%を目指す (2025年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20%（早期）、 更に23%を目指す (2025年)
<u>都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数</u>	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 施策の基本的方向

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する¹。
- 多様なキャリアの女性教員が将来的に校長や教頭に就任することにつながるよう、多様なモデルを提示し管理職の仕事の意義ややりがいを示すとともに、様々な経験や役割を担う機会を積極的に与えるポジティブ・アクションなどを通じて、女性教員の育成を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。【内閣府、文部科学省】
- ② 改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。【文部科学省】
- ④ 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図る。【文部科学省】
- ⑤ 教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援を進める。なお、その際、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意する。【文部科学省】
- ⑥ 学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会²の委員の構成について、女性の登用を推進するよう教育委員会に促す。【文部科学省】

¹ 学校管理職に占める女性の割合は小学校の校長 20.6%、副校長 30.9%、教頭 27.0%、中学校の校長 7.4%、副校長 15.6%、教頭 13.3%、高等学校の校長 8.1%、副校長 9.0%、教頭 10.0%（令和元（2019）年）（文部科学省「学校基本統計」）。

² 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づく。

- ⑦ 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。
（再掲）【文部科学省】
- ⑧ 独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修において女性枠を設定するとともに、女性管理職のネットワークの形成を促進する。また、当該研修の実施を通じて、男性教員や教育委員会職員を含む関係者の男女共同参画に関する意識付けを行う。【文部科学省】
- ⑨ 独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。【文部科学省】